

差別と抵抗の言説から見る「沖縄と済州」のダイナミズム
：基地化と反共国家化を中心に¹

李正吉

【目次】

1. はじめに
2. 沖縄と済州の比較研究の可能性
3. 批評的談話分析に基づいた沖縄と済州の比較研究
4. 第一局面：米軍統治期の沖縄と済州
 - (1) 沖縄
 - (2) 済州
 - (3) 小括
5. 第二局面：日本復帰と韓国政府樹立における沖縄と済州
 - (1) 沖縄
 - (2) 済州
 - (3) 小括
6. 第三局面：近代化言説と脱冷戦期の沖縄と済州
 - (1) 沖縄
 - (2) 済州
 - (3) 小括
7. おわりに

¹ 本稿は、JEF21 世紀財団 2022 年度アジア・歴史研究助成（研究テーマ：沖縄と済州の住民たちによる「記憶の民主化」と平和的文化との関係）を受けて執筆したものである。この紙面を借りて、研究を進めるにおいて貴重な支援をしてくださった財団と関係者の方々に深い感謝の意を申し上げたい。

1. はじめに

日本と韓国に属する沖縄と済州は、かつて独立した王国（琉球・耽羅）として、周辺国と活発な貿易を行った。しかし、日本列島と朝鮮半島に編入された後は、辺境としての差別を余儀なくされた²。例えば、琉球は 1609 年に江戸幕府の薩摩藩に侵略された後、地域の特産物である砂糖を市場価格の半分にも満たない安価で搾取された³。さらに 1879 年には沖縄県に改名かつ編入され、強制的な同化政策と差別を受けた。一方、耽羅は 1105 年以降、高麗王朝の行政区画（耽羅郡）に編入された後、元の支配下では耽羅総管府、朝鮮王朝の下では済州牧、定義県、大定県という三邑が設けられ、馬や蜜柑が搾取された⁴。さらにその搾取に耐えられず、陸地へ逃亡しようとする住民に対しては、出陸禁止令を下し、陸地との交流の道も遮断した。

両地域に対する差別は、今日にも続いている。沖縄の場合、第二次大戦後、東アジアにおける共産主義陣営の拡散を阻止するための基地化が進められた結果、日本の国土面積の 0.6% に過ぎない島に約 70% の米軍基地が集中するようになった。さらに、その過程で土地強制接収や米軍犯罪などの非民主的かつ非人道的な措置と事件は、住民の生存権と人権を深刻に侵害した⁵。一方、済州の場合、第二次大戦後、米国が朝鮮半島の 38 度線以南に親米反共主義国家を樹立する過程で、3 万人ほどの住民が虐殺された。その後も済州の住民は強固な反共主義体制の下で自らの被害を隠さなければならず、長い間「不穏な地域」の出身として差別された⁶。

沖縄と済州は「基地化・反共国家化」のように具体的な問題は異なる。しかし、両地域とも「基地化・反共国家化」を進める際に、冷戦を口実にした「反共および安保」言説で

² 琉球では、14 世紀に南山、中山、北山という三つの勢力が勢力争いを繰り返して、1420 年代には中山の察度によって統一された。その後、明との朝貢貿易を基盤に、東南アジアの国々や地域との活発な海上貿易を展開した。（波平恒男「沖縄の歴史体験と非武の平和思想」『アジアレビュー』第 5 巻 2 号、2016 年、266 頁。）一方、耽羅は 1 世紀頃に高氏が統治する部族国家であり、朝鮮半島、日本、および中国を結ぶ海上交通の拠点としての地政学的な位置を活用し、周辺国と活発な交易を展開した。

³ ちなみに薩摩藩は琉球で搾取した砂糖を大阪の市場で転売し、巨額の利益を上げて江戸幕府で最も裕福な藩となった。（新崎盛暉著・キムギョンジャ（김경자）訳『沖縄の話』歴史批評社、2019 年、45-47 頁。）

⁴ 『耽羅巡歴圖』を見ると、「貢馬封進」と「柑橘封進」によく表れている。ちなみに『耽羅巡歴圖』は 1703 年に済州牧使の李衡祥が秋の巡歴と済州で行われた様々な行事を画工の金南吉に制作させた記録画帖で、41 面の絵と 2 面の序文で構成されている。（李衡祥・金南吉『耽羅巡歴圖』1703 年。）

⁵ 沖縄全体の面積の 8% が米軍基地であり、在日米軍の 75% が沖縄に集中している。これについて、川平成雄は「日本国憲法の九条が成立しうる条件は、沖縄に基地があるからである。米国は日本国全体の米軍基地の 75% を沖縄に置き、排他的に専有できる。それがあって日本国を守れるという、その担保があるから九条が存在できる」という。川平成雄「戦後なき沖縄」『琉球大学経済研究』80 号、2010 年、58 頁。

⁶ ヤンジョンシム（양정심）「済州 4.3 抗争とレッドコンプレックス」『史叢』63 号、2006 年、46 頁。

両地域に対する差別を正当化することには変わらない。さらに住民の抵抗を喚起する国家の方法を見ると、「反共および安保」言説の上に⁷、「近代化言説」を加えて、住民の被害事実を排除かつ隠蔽しようとした点で非常に類似していた⁸。沖縄は 27 年間の米軍政期が終了した後も、米軍基地を維持する条件として、土地使用料の引き上げや予算支援を通じて地域内の観光産業を活性化させ、米軍基地に対する住民の抵抗を抑え込もうとした⁹。一方、済州は 1960 年 4.19 革命による李承晩政権の崩壊後、一時的に「4.3 事件真相究明」があった。しかし、翌年 5 月 16 日に「反共主義国家確立・祖国近代化」をスローガンにした軍部クーデターが発生すると、すぐに「4.3 事件真相究明」も抑圧された。同時に、軍部は観光産業の活性化を推進することで「4.3 事件」当時の済州住民の被害事実を隠蔽しようとした¹⁰。

他方、国家に対する両住民の抵抗過程には、かなりの違いがあった。沖縄は、米軍政期や日本復帰後も「土地強制接収および一括払い反対、日本復帰運動、反基地運動」など、抵抗の性格が変わりつつあったものの、「反基地」というウチナーンチュ・アイデンティティの下で住民運動が絶えず続けられた¹¹。これに比べて済州は、「4.3 事件」当時の大量虐殺、3 年間の朝鮮戦争、そして強固な反共主義国家体制下での政府の監視により、「87 年民主化」以前まで住民の抵抗は見られなかった¹²。さらに、「4.3 事件」当時、住民側は隣

⁷ イジウォン (이지원)、ジョンヨンシン (정영진)、川満真一、石原俊「冷戦のガラパゴスから平和のオアシスへ」『黄海文化』通巻第 100 号、2018 年、368 頁。

⁸ チェウンボン (최은봉)、イミンジュ (이민주)「東アジアの記憶の政治と脱冷戦期の記憶の民主化：済州、沖縄、南京の記憶は競合しているのか」『談論 201』第 20 巻 3 号、2017 年、54 頁。

⁹ ソンジョン (손지연)、キムドンヒョン (김동현)「開発と近代化プロジェクト：済州と沖縄が会う方法」『翰林日本学』第 36 集 5 号、2020 年、135-136 頁。

¹⁰ 朴正熙政権は、済州の振興策の一環として 1960 年代から蜜柑農業を積極的に奨励した。今でもボメワサン (보메와산) に行けば、広大な蜜柑農園がある。

¹¹ 森宣雄は、国家から難民として見捨てられた沖縄の人々が民主主義を自力で獲得してきたとし、その足跡の出発点を戦後の終戦直後から探ろうとしている。(森宣雄「沖縄民主主義の原型：廃墟からの出発」『歴史批評』115 号、2016 年、278 頁。) そして、波平恒男は、今日まで沖縄の人々が「非武」を核心とした自らの集合的アイデンティティに沿って、地域の生活世界を自主的に形成できることを希望し、自治または自己決定権の保障と回復を追求してきたと述べている。(波平恒男「沖縄の歴史体験と非武の平和思想」『アジアレビュー』第 5 巻 2 号、2016 年、264 頁。)

¹² 「87 年民主化」以前にも、4.3 事件を知らせる動きがあった。例えば、日本では 1957 年にキムソクボム (김석범) が『カラスの死』を発表し、4.3 事件を初めて世に知らしめた。また、1963 年には歴史学者のキムボンヒョン (김봉현) とキムミンジュ (김민주) が共著で『4.3 武装闘争史』を出版し、その後も日本では 4.3 事件真相究明のために様々な運動が行われた。(済州 4.3 平和財団『済州 4・3 平和祈念館常設展示館展示図録』図書出版カク (국), 2020 年、288 頁。) 他方、韓国では初めて 4.3 事件に触れたのは、1960 年オヨンス (오영수) の短編小説『後日談』である。そして軍事政権が成立した後、長い沈黙を破ったのは、1978 年ヒョンギョン (현기영) の「順伊おばさん」である。しかし、この本も出版直後に禁書に指定され、1979 年 10 月に著者は保安司令部に連行され、拷問を受

人の隠れ場所を告発して死に至らせ、討伐軍の一部が現地住民と結婚して定住していたため、「4.3 事件」に対する住民の立場は「暴動 対 抗争」のように分裂していた。これは沖縄のように単一のアイデンティティで住民運動を展開するのが容易ではない理由でもあった。

本稿は、国内外の政治的状況の変化とそれに伴う沖縄と済州での言説に注目し、「反共および安保」を口実にした差別（基地化・反共国家化）に対する沖縄と済州の抵抗過程を比較分析する。

2. 沖縄と済州の比較研究の可能性

沖縄と済州に関する研究は、地理的かつ歴史的な特性により多くの研究者の関心対象となってきたが、それほど比較研究は多くない。その中でいくつかは、本稿のように「冷戦」を媒介としたものがある。まず、徐玄九は「冷戦体制の形成期」という用語を使用し、沖縄と済州に対する国民国家の暴力性とそれに対する認識の変化を説明している。彼は「冷戦」を、「冷戦帝国」としての米国とソ連、「拠点かつ基地国家」としての中国と日本、及び「遊撃隊かつ戦争国家」としての北朝鮮と韓国という三層構造で扱う。つまり、日本は米国に基地を提供し、後方の兵站基地として戦時特需を享受し、韓国は「戦争と休戦」を通じて自己の存在意義を維持・強化したと述べる¹³。この分析は、本稿が沖縄と済州を比較する際に貴重な洞察を提供する。しかし、徐が実証部分で沖縄戦と済州 4.3 事件に対する認識の変化を扱っているのに比べ、本稿で取り扱う構造は 1945 年 8 月 15 日の日本の降伏後の冷戦体制であり、「その下での沖縄の基地化と抵抗」、なお「戦争国家（反共国家）を築く過程で発生した済州 4.3 事件と抵抗」を扱い、両地域の共通点と違いを探っている。

第二に、チェウンボンとイミンジュは脱冷戦期に注目する。彼らは、脱冷戦期に政治主体としての個人の人権が拡大されるとともに、国家によって公認された歴史から疎外されてきた多様な記憶も呼び起こされたと述べる¹⁴。そこで時間的には植民地期、冷戦期、脱冷戦期という結節点に注目し、空間的には沖縄と済州を扱う¹⁵。特に冷戦期（1950～1990 年代初頭）と脱冷戦期（1990 年代初頭～）の言説に基づいて「国家中心主義、個人主義、および民主主義」に分ける¹⁶。例えば、冷戦期の日本と韓国は、反共主義をアイデンティティとして採択し、沖縄戦と済州 4.3 事件に対する住民の記憶を無視することができたが、

けた。

¹³ 徐玄九「東アジアの冷戦体制形成期における住民虐殺：沖縄・台湾・済州島を中心に」『専修人間科学論集 社会学編』第 4 巻 2 号、2014 年、70 頁。

¹⁴ チェウンボン (최은봉)、イミンジュ (이민주)「東アジアの記憶の政治と脱冷戦期の記憶の民主化：済州、沖縄、南京の記憶は競合しているのか」『談論 201』第 20 巻 3 号、2017 年、39 頁。

¹⁵ 同上、40 頁。

¹⁶ 同上、50 頁。

脱冷戦期には住民たちが国家安保と国家利益のための犠牲を容認しなくなったと分析する¹⁷。チェトイは、分析対象を時間（冷戦期、脱冷戦期）と空間（沖縄、済州）に分け、該地域の住民が国家中心的な言説に対抗して記憶の民主化が起こるという洞察を提供している。しかし、国家中心的な言説と住民の記憶を表すテキストを提示せず、それぞれの事件を叙述的に並べて解釈するにとどまっている。

第三に、ジョングンシクは、冷戦下の国民国家の形成期に冷戦的な敵作りの結果として、残酷な国家暴力を受けた沖縄と済州において、どのように平和の思想が根付いたかと、それがどのような状況におかれているかを東アジアの冷戦、分断体制の形成と解体という文脈で分析する。このために、ジョンは国民国家を超えて東アジアという地域秩序を根本的に転換した創法的な暴力と、地方レベルでの住民の生存権に関する歴史社会学的な議論を行う¹⁸。特に彼は1950年6月25日に勃発した朝鮮戦争に注目しつつ、これは韓国と北朝鮮との戦争ではなく、米軍、国連軍、および中国の人民義勇軍とこれを支援したソ連軍が限定的に参戦した東アジア戦争であると規定する。そして、この戦争を通じて朝鮮半島の分断が確固たるものになっただけでなく、韓国と北朝鮮は敵対的相互依存という体制再生産の原理が定着したと述べる。さらに、朝鮮戦争は兩岸の分断の固定化、サンフランシスコ平和条約による東アジアの脱植民地化過程の封印、日本の経済復興の促進、および沖縄米軍基地の永続化をもたらしたという¹⁹。このような分析は、歴史社会学的観点から、それぞれの画期的事件が当時の社会をどのように規定したかを取り扱う面で、本稿の問題意識と志向点が類似する。しかし、冷戦体制下で沖縄と済州で起きた構造的暴力や差別、なおそれに対する住民の認識変化や対案として現れた平和についての分析がされておらず、問題意識のみにとどまっている。

上記の三つの研究において、不足した部分がある程度満たしているのが、文学作品から沖縄と済州を比較する研究である。まず、キムドンヒョンは、沖縄と済州の歴史的な経験と民俗的な類似性に注目し、大城立裕の『神の島』とヒョンギョン（현기영）、オソンチャン（오성찬）、コシホン（고시홍）による済州4.3事件関連の小説作品を中心に、敗戦と独立後、国民国家を形成する過程で両地域がどのように国民として呼ばれるようになり、国家の呼びかけにどう反応していったかを分析した。彼によると、大城立裕の『神の島』は、沖縄戦当時に疎開した後、故郷に戻った者（ダミナト・シンコ）、沖縄の集団自決の責任から逃れられない者（フテンマ・ゼンシュ）、ヤマト人の視線で集団自決の問題を見つめる者（ヨナシロ・アキオ）、民俗学的な側面から沖縄を研究する者（オガキ・キオヒコ）などを通して、記憶と隠蔽はもちろん、国民国家の視点から沖縄を想像しようとする

¹⁷ 同上、63頁。

¹⁸ ジョングンシク（정근식）「東アジア冷戦の島における平和思想と連帯」『アジアレビュー』第5巻2号、2016年、213頁。

¹⁹ 同上、219頁。

本土人を重層的に描き出したという²⁰。なお、4.3 事件関連の小説作品については、4.3 事件の記憶が沈黙の強制と共謀の緊張関係で形成されたという事実を示している。例えば、沈黙の強制は沈黙の共謀に加担しなければならないという生存の問題と結びついていた。このため、済州の住民は反共主義国家の国民になるために自らを「反共戦士」として変貌させなければならず、これは反共主義の内面化へと繋がった点を描いているという²¹。

第二に、ソンジョンは国家権力の辺境に位置する沖縄と済州の悲劇を象徴的に示す事例として、沖縄戦と 4.3 事件を紹介し、両事件を巡る記憶闘争の違いとその含意を明らかにするために、大城立裕の『神の島』とヒョンギョン（현기영）の『順伊おばさん』という文学作品を比較分析する²²。彼女によると、二つの文学作品は「集団自決」と「集団虐殺」という禁忌の記憶に注目し、それを暴露している点で類似した傾向を見せたが、記憶闘争の方向性を示す方法は異なっていると述べている。例えば、大城立裕の『神の島』は、間もなく来る日本復帰を意識したかのように本土の加害責任とともに沖縄内部の省察も促す姿勢を見せるのに対し、ヒョンギョン（현기영）の『順伊おばさん』は、反共主義に取り込まれた無差別的な国家暴力の真相究明と、極度の敗北主義とレッドコンプレックスからの解放という明確な目標を提示しているという²³。

最後に、ソンジョンとキムドンヒョンは、大城立裕の『普天間よ』とヒョンギョン（현기영）の『最後のテウリ』を通じて、沖縄と済州が冷戦体制に組み込まれるために犠牲を強いられたが、その犠牲と矛盾に対して、両地域が常に抵抗を選んだわけではないと述べた。例えば、沖縄と済州の住民たちは強要された犠牲と矛盾的状况を耐えなければならなかったが、この過程で国家主導の近代化プロジェクトが国民国家の暴力と矛盾を隠蔽する効果を持っていたという。つまり、近代化言説が地域を魅了すればするほど、沖縄戦と 4.3 事件に対する国家の責任は無視かつ黙認されていたという。ソンとキムは、両地域において反共主義という名目で、1960 年代まで強圧的かつ暴力的な政策が行われたが、1960 年代からは反共主義が近代化言説と結びつき、国家は暴力的な側面から歴史的責任を回避する方向に変わったと述べている²⁴。

このように、文学作品を媒介とした沖縄と済州の比較研究は、記号として漂っていた言葉に小説的な想像力と住民たちの実際の感情を投影し、冷戦体制下で「反共および安保」言説に基づいた国民国家の暴力と、それに結びついた近代化言説が両地域への差別をどの

²⁰ キムドンヒョン（김동현）「編入の欲望と抵抗の美学：大城立裕の『神の島』と済州 4.3 小説を中心に」『韓民族文化研究』68 号、2019 年、139 頁。

²¹ 同上、157 頁。

²² ソンジョン（손지연）「沖縄戦と済州 4.3 事件を巡る記憶の闘争：大城立裕の『神の島』とヒョンギョンの『スニおばさん』を中心に」『比較文化研究』第 41 集、2015 年、10 頁。

²³ 同上、29 頁。

²⁴ 同上、128～129 頁。

ように深めたのかを触れている²⁵。

3. 批評的談話分析に基づいた沖縄と濟州の比較研究

本稿は、国家が特定の地域住民の犠牲を強要する差別を正当化するためにどのような言説を使い、該当地域の住民たちは自らの生存と人権のためにどのような言説を形成していったのかを、批評的談話分析に基づいて分析する。批評的談話分析は、さまざまな社会集団に存在する力・権力、イデオロギー、言説の変化と社会の変化との関係に注目する。したがって、このアプローチは不平等と不公正が言語を通じて再生産され、合法化されるという前提から出発し、社会的な力・権力の分析に関連するすべての関係やテーマでの言語を分析することに適用される²⁶。

批評的談話分析には大きく三つのアプローチがある。まず第一に、フェアクラフ (N. Fairclough) のアプローチである。彼は、言説と社会構造が相互に影響を与え合う弁証法的な関係にあり、言説が社会的連続性と社会変化に貢献するとみなす。言説に対する彼の定義は、大きくテキスト、言説実行、社会的実行に分かれる²⁷。テキストは言葉と文章であり、言説実行はテキストに対する解釈過程、社会的実行は言語を媒介とした人々の社会的行為である。これらに基づいて、フェアクラフは言説の分析を三つの段階で進める。一つは「記述」である。これはテキストに見られる語彙、文法、テキスト構造などの形態的な特徴を記述することである。次に、人々のテキスト理解過程の「解釈」である。つまり、人々の音韻体系、文法、語彙、意味、語用論、結束性、スキーマ、フレームに関する内的知識を基にして、テキストの表層構造、意味、一貫性、要旨などを解釈することである。最後に、言説実行と社会的実行との関係を扱う「説明」である。これは、社会的実行としての言説がどのように社会構造の中で決定され、それが社会構造を維持かつ変化させ、再生産的な効果を生み出すかを示す。

第二に、バンダイク (T. A. van Dijk) のアプローチが挙げられる。彼は言説を「言語的対象、社会的相互作用、社会的実行、精神的表象、相互作用的またはコミュニケーション的な事例や活動、文化的生産物、経済的商品」などを含む多次元的な社会現象として定義する。特にバンダイクは、言説と社会構造との間の媒介を説明するために、フェアクラフとは異なり「認知」を用いる²⁸。認知は「精神的モデル」と「社会的認知」に分かれる。

²⁵ 同上、142 頁。

²⁶ S. Titscher, M. Meyer, R. Wodak, & E. Veter, *Methods of Text and Discourse Analysis*, London: Sage, 2000, pp. 164.

²⁷ N. Fairclough, *Language and Power*, London: Longman, 1989.; N. Fairclough, *Discourse and Social Change*, Cambridge: Polity Press, 1992.

²⁸ T. A. van Dijk, “Principles of critical discourse analysis”, *Discourse & Society*, Vol. 4, p. 249-283.; T. A. van Dijk, “Critical discourses studies: a sociocognitive approach”, R. Wodak & M. Meyer (Eds), *Methods of Critical Discourse Analysis*, London: Sage, 2009, pp. 62-86.

前者は個人的な次元での認知であり、後者は社会的な次元での認知である。「精神的モデル」の場合、言説で言及される事件や状況に対する主観的な表象である。ここには個人による言説生成と解釈過程において明確な主観性と限界が現れる。確かに個人が作り出す言説も実在を客観的に表現しようとするが、人間の認知的、社会的、道徳的な能力には明確な限界があるため、ほぼ不可能に近い。それに比べて「社会的認知」は、ある個人が集団内の他の個人と共有する信念や社会的表象としてのイデオロギーである。イデオロギーは集団の基本的な目標や利益、価値観を反映し、特定の社会集団によって共有される信念である²⁹。イデオロギーと言説は直接的に結びついているようには見えないが、イデオロギーは現実に対する人々の解釈に影響を与え、彼らの言説を調整する役割を果たす³⁰。この点で、言説と社会構造との関係を理解するためには、イデオロギーのような「社会的認知」が実際に言説を作り出す個人の心の中でどのような役割を果たしているのかを分析する必要があり、その意味で「社会的認知」は言説と社会構造との間を明らかにする接点となり得るといえる³¹。

第三に、バン・リウエン (T. van Leeuwen) のアプローチである。バン・リウエンは、言説を一文以上の文章や言葉を意味するテキストと区別する。そして、言説をさまざまな社会的状況の下で適切な方法で作られた「社会的実行」に対する知識と、それを知るための具体的な方法とみなす³²。つまり、言説は「社会的実行」を表象するためにテキストを使用し、そこから再構成できるものである。バン・リウエンの言う「社会的実行」とは、社会的な行為者、行為、時間、及び場所など、社会的に規制された方法で何かを行うことである³³。まず、社会的行為者を表象する方法には「排除」と「包含」がある。「排除」は、特定の行為者をテキストから見えなくすること、「包含」は、特定の行為者に能動的または受動的な役割を与えることである。次に、社会的な行為と時間および場所を表象する方法としては「客体化」と「記述化」がある。「客体化」は、特定の社会的実行を構成する行為を時間と空間へ置き換え、特定の場所での行為に対する否定的な暗示や非合法化を行

²⁹ *Ibid.*, pp. 65-66.

³⁰ 加藤周一は、冷戦の惰性について、次のように触れる。冷戦が終わったということは国際関係が根本的に変わったことを意味する。それにもかかわらず、前と同じ考え方が生き延びているのは一種の惰性である。惰性によって生きている古い安全保障観と、冷戦後の現実との間には食い違いがあり、これはだんだん大きくなっていく。(加藤周一『私にとっての20世紀』岩波書店、2009年、132～133頁。)

³¹ T. A. van Dijk, “Principles of critical discourse analysis”, *Discourse & Society*, Vol. 4, 1993, p. 249-283.

³² T. van Leeuwen, *Discourse and Practice: New Tools for Critical Discourse Analysis*, Oxford: Oxford University Press, 2008, pp. 6.

³³ T. van Leeuwen, “Representing social action”, *Discourse & Society*, Vol. 6(1), 1995, p. 81-106.; T. van Leeuwen, “The representation of social actors”, C. R. Caldas-Coulthard & M. Coulthard (Eds), *Texts and Practices: Readings in Critical Discourse Analysis*, London: Routledge, 1996, pp. 32-70

うことである。それに比べて、「記述化」は、特定の行為に関連する社会的行為者の永続的な属性を表象、肯定的な暗示に用いられる³⁴。

本稿は、上記の三つのアプローチを活用しつつ、「反共主義」というイデオロギーが1945年8月以後の沖縄と済州でどのように土地強制接収、基地の永続化、大量虐殺を可能にし、またどのような過程を経て「反共および安保」と「平和」という言説を生み出したのかを分析する。これを通じて、国家と住民の間で政治的葛藤が言語的に表出され、その葛藤を解決するために当事者間で交わされた言説を時系列的に概観する。つまり、国家が自らを正当化するために、不当な権力行使や非合法的な行為を排除および隠蔽すること、なお住民が不平等や不公平な待遇を非合法化するためにどのような言説を使ったかに注目する³⁵。

第二次大戦直後、日本と韓国が米ソ冷戦体制の下で自由民主主義陣営に組み込まれた後、米軍政と国内の右翼勢力は「反共および安保」言説で国民の不安感を煽り、既得権を維持していった³⁶。その過程で物質的および精神的に最も多くの犠牲を払ったのが沖縄と済州であり、これを隠蔽するために米国は自らが共産主義陣営から日本と韓国の安保を守るだけでなく、経済的支援や民主主義制度の定着を果たした肯定的な存在として認識させようとした。しかし、沖縄と済州に対する土地強制接収、一括払い、米軍犯罪、及び住民虐殺は、両地域の住民にとって米国が自分たちの利益を害しているという認識を植え付けることになった。こうして米軍政および国内の右翼勢力は、政治的目的を達成するために「安保危機」、「左派」、「無秩序」、及び「暴徒」などの政治的スローガンを使用し、事実のように歪曲していったが、住民たちは「生存」、「人権」、及び「自由」などを掲げ、「反共および安保」という言説によって犠牲となる価値観を浮き彫りにした³⁷。

本稿は、上記に関連する演説、声明文、外交文書など、さまざまなテキストを取り扱う。これを通じて、米軍政および国内の右翼勢力が「反共および安保」という言説を用いて住民の支持や同意を得るために彼らを説得し、その考えを捏造しようとした試みを明らかにする。なお、それに対する反論を通じて「人権侵害」が決して隠蔽かつ捏造できないこと

³⁴ T. van Leeuwen, *Discourse and Practice: New Tools for Critical Discourse Analysis*, Oxford:Oxford University Press, 2008, pp. 65.

³⁵ 関連研究としては、次のものが挙げられる。M. Edelman, *Political Language: Words that Succeed and Politics that Fail*, New York: Academic Press, 1977.; L. de Saussure & P. Schulz, *Manipulation and Ideologies in the Twentieth Century*, Amsterdam: John Benjamins Publishing Company, 2005.

³⁶ 李正吉『韓国政治の転換点：分断と民主主義の政治力学』国際書院、2020年。

³⁷ チェウンボン (최은봉) とイミンジュ (이민주) は、1950年～1990年代初頭を冷戦期、1990年代初頭以降を脱冷戦期と分け、冷戦期の支配言説は「イデオロギーに基づく国家中心主義」であり、脱冷戦期の支配言説は「個人主義、民主主義」であると述べている。(チェウンボン (최은봉)、イミンジュ (이민주)「東アジアの記憶の政治と脱冷戦期の記憶の民主化：済州、沖縄、南京の記憶は競合しているのか」『談論201』第20巻3号、2017年、51頁。)

を知らせる住民の言説を「画期的事件—シンボル捏造または問題提起—脅迫および威嚇または対案形成—社会的合意」の順序で概観する³⁸。

まず「画期的事件」は国家と住民が順応してきた秩序を揺るがすような出来事を指す。第二に「シンボル捏造」は、画期的事件の後に国家がこれまでの行動を正当化するために、マスメディアや公権力を利用して一方的な情報を流し、住民の自由な判断を制御しようとするものである。第三に「問題提起」は、画期的事件を契機に住民が既存の秩序に対し、根本的な批判を行うことを指す。第四に「脅迫および威圧」は、シンボル捏造によっても抵抗が続く場合に、より強硬で断固とした口調で言うことや、物理的措置を講ずることを指す。第五に「対案形成」は、既存の秩序の中で生きていける最小限の対案や、既存の秩序を代替する新しい対案が提示されることを指す。最後に「社会的合意」は、既存の統治パターンの確定や新しい統治パターンや秩序が形成されることであり、それを見て該当社会の性格もしくは雰囲気は明らかになる。

上記の順序に基づいて、次章より時系列的分析で沖縄と済州における米軍政期から今日までの差別と抵抗のメカニズムを比較分析する。

4. 第一局面：米軍統治期の沖縄と済州

(1) 沖縄

1945年4月5日から始まった3ヶ月間の激しい戦闘の末、沖縄は米軍の管轄下に置かれるようになった。当時の米国政府は、反植民地主義や民族自決を掲げつつも、自国の軍事安全保障上のために、海外基地を置こうとした³⁹。そのため、米国は沖縄を恒久的な軍事基地にするための布石として、沖縄に対して「自由および安保を掲げた民主化政策」を実施した。例えば、1945年8月20日に15名の地域有力者を委員に構成した沖縄諮問会を設置し、住民との橋渡し役を果たさせた。なお、太平洋戦争中に日本に協力しなかった社会主義者の島清を責任者に据え、戦後初の新聞社（ウルマ新報）を設立させた。さらに政党や市民団体の自由な結成も保障し、1946年からは奄美共産党、社会党、沖縄民主同盟、沖縄人民党、宮古民主党、八重山民主党、琉球民主党、沖縄社会大衆党、琉球人民党などの多様な政党と、沖縄教職員会や沖縄青年連合⁴⁰、沖縄子供を守る会などの市民団体が生ま

³⁸ G. Orwell, “Politics and the English language”, W. F. Bolton & D. Crystal (Eds), *The English Language, Vol. 2: Essays by Linguistics and Men of Letters, 1858~1964*, Cambridge: Cambridge University Press, 1946, pp. 225.

³⁹ 米務省は沖縄を非武装化し日本のもとに返還すべきだと主張した。その理由は、第二次大戦中に米英両国が戦後の国際秩序の重要な柱とすべく発表した大西洋憲章で「領土不拡大」原則が明記されており、また戦後世界において米ソ協調が重要であるが、米国の沖縄保有はこれらに反するというのであった。その反面、統合参謀本部は、沖縄の場合、ソ連との戦争で米軍が中国北部に兵力を投射できる唯一の基地であり、戦略的に極めて重要だと主張した。（野添文彬『沖縄米軍基地全史』吉川弘文館、2020年、28～29頁。）

⁴⁰ 沖縄青年連合は、当時、歓楽街設置反対運動、復帰署名運動、警察予備隊員募集反対運動、島ぐるみ運動、自衛隊員募集反対運動、原水爆禁止運動、公明選挙運動を主導した

れた。

①画期的事件

しかし、1947年3月トルーマン・ドクトリンや6月マーシャル・プランなど、冷戦が本格化すると、沖縄においては「民主化政策」よりも「米軍基地維持および恒久的占領」に重点が置かれるようになった⁴¹。そして朝鮮戦争が続いていた1951年9月、米国と日本はサンフランシスコ講和条約の調印と安全保障条約の締結により、共産主義の拡散を封じ込めるための日本の再軍備と米軍の駐留を正式化した⁴²。その後、1953年4月3日に米民政は沖縄内の米軍基地強化を名目にした「布令109号土地収用令」⁴³を発表し、那覇市の銘苅、安謝、天久3区、伊江村真謝、西崎、谷村渡具知、小禄村具志などに対する土地強制接收を行った。さらに1954年3月17日には、強制接收された土地の賃貸料に対して、追加費用の防止と基地運用の円滑化を目的として、「軍用地料一括支払方針」も発表する。

②問題提起

これに対して、1954年4月22日、琉球政府は自由および安保を掲げた米軍政の「民主化政策」と「米軍基地維持および恒久的占領を目的とした方法」との矛盾を指摘した。

「現在沖縄においてアメリカ合衆国軍隊の使用する土地の総面積は、42,424,5エーカーに達し、沖縄の総面積の14%、耕地面積の41.2%を占めているが、これに対する使用料は極めて低廉であり、(中略) 農耕地を収用されて生活の基礎を失った農民にとって、斯かる低廉な使用料は、最低生活を維持するにははるかに遠く、住民の窮乏は言語に絶するものがある。(中略) 斯かるときに当って、アメリカの議会がさらに沖縄の土地の買上と永久使用、地料の一括払の問題を採り上げ、これが恰も琉球住民の希望であるかの如き印象を与えたことは、住民に大きな衝撃を与え、米国の土地政策に対する住民の不信と不満は、今や抑え得べくもないものとなっている。(中略) i. アメリカ合衆国政府による土地の買上又は永久使用、地料の一括払は絶対に行わないこと。ii. 現在使用中の土地については、適正にして完全な補償がなされること。使用料の決定は、住民の合理的算定に基づく要求額に基づいてなされ、かつ評価及び支払は一年毎になされなければならない。iii. アメリカ合衆国軍隊が加えた一切の損害については、住民の要求する適正賠償額を速やか

ほど、1950年代の沖縄地域における社会運動の中心となった。

⁴¹ 1952年12月24日米国务長官ダレスは、次のような発言する。「自由と安全を確保し、アジア並びに世界の自由諸国の共同目的を遂行するために極東に脅威や緊迫感が存する限り米国平和条約第三条に基づいて今後も琉球列島並びにその他の諸島に対する支配権を行使し続けることは必要欠くべからざることを信ずる」

⁴² ジョングンシク(정근식)は「朝鮮戦争は南北分断を固定化した。またサンフランシスコ条約は東アジアの脱植民地化の過程を封印した。これらは日本の経済復興を促進し、沖縄の米軍基地を恒久的なものにした」と述べている。(ジョングンシク(정근식)「東アジア冷戦の島における平和思想と連帯」『アジアレビュー』第5巻2号、2016年、219頁。)

⁴³ 土地収用令の具体的な内容を見ると、地主との賃貸契約が順調でない場合、強制的に使用権を取得し、緊急の場合には使用権取得前に移動命令を出すこともできる。

に支払うこと。iv. 現在アメリカ合衆国軍隊の占有する土地で不要の土地は、早急に解放し、かつ、新たな土地の収用は絶対に避けること。」⁴⁴

まず、話者は米軍基地が占める土地面積を言及した後、住民が生活基盤を奪われ、生計さえも脅かされている現実を挙げ、土地強制収収と一括払い政策を推進した米民政に対する反対が上記の請願決議の背景であることを明確にした⁴⁵。そして、米民政が「自由と安全」を核心価値および目標として掲げ、沖縄支配を正当化している一方で、その一環として進められている「土地強制収収」と「一括払い」が民主主義の基本原則である住民の「自由」や「安全（最低生活）」を脅かしていることを明らかにする⁴⁶。それでも、話者は米軍基地の必要性を否定せず、基地存続の上に、住民の抵抗を止めるための最低限の妥協案（四原則）を提示している⁴⁷。

このような状況の中で、1955年9月3日に「由美子ちゃん事件」が発生する。これは、当時まで沖縄内の政治家、教職員会、青年団、および被害地域の関係者に限られていた「土地強制収収および一括払い」に対する問題意識を島全体に拡大させ、抵抗の目標として「日本復帰」まで提案されることに至った⁴⁸。

③シンボル捏造

これに対して、米国政府は1955年10月から11月にかけて、米下院軍事委員会のM・プライス議員を先頭にした調査団（以下、プライス調査団）を派遣する。しかし、プライス調査団は1956年6月9日に「土地強制収収および一括払い」に関する琉球政府の妥協案を無視し、次のように沖縄での米軍による土地新規収収を容認し、軍用地に対する一括払い方式も支持した。

⁴⁴ 「軍用地処理に関する請願」『琉球政府公報』1954年号外第4号（1954年4月22日）

⁴⁵ 一般的に時局宣言で読み取れる「動機」とは、聴衆に自身の政治的正当性を納得させるためのものであり、ほとんどの場合、それは当時の支配勢力の否定的な側面と直接的・間接的に関わる。なお、その効果を最大化するために、特定の案件に限定することが多い。

⁴⁶ バンリウエン（van Leeuwen）は、政府や特定の集団が自らの不公平な政策や行動を正当化する方法を分析する過程で「合法化」という概念を用いる。（T.van Leeuwen, “Representing social action”, *Discourse & Society*, Vol.6(1), 1995, p.81-106.; T.van Leeuwen, “Legitimation in discourse and communication”, *Discourse & Communication*, Vol.1(1), 2007, p.91-112.）本稿における「非合法化」は、その反対概念として、該当政府が民主主義の基本原則、憲法、法体系などを違反することを指摘することである。）

⁴⁷ 沖縄教職員会会長屋良朝苗がオグデン民政副長官宛に送った書簡を見ると、「われわれは、米国の沖縄における基地の維持には、理念的にも経済的にも、反対する立場にはない」と書いてある。（櫻澤誠『沖縄現代史』中公新書、2015年、51頁）だからといって、土地強制収収に対する住民の抵抗が止まったわけではなかった。例えば、1955年7月に米軍政は宜野湾村伊佐浜で強制収収を実施したが、当時の地域住民は「乞食行進」で抵抗した。

⁴⁸ 1955年9月17日沖縄教職員会議は「我々は統治形態を変えて祖国に帰るべきだ」と主張する。（『沖縄タイムス』1955年9月18日朝刊3頁。）

「(前略) わが米軍が沖縄に駐屯している理由は、それがわれわれの世界的規模における防衛上の不可欠の一部をなしているから (中略) 米国が日本から軍隊を引き揚げる場合、軍事基地として沖縄を保持することは、平時にあっても益々重要になってくる。戦争が起こった時は沖縄は現在以上に戦略的に重要になってくる。 (中略) 朝鮮事変の時沖縄は、偵察機、雷作戦に参加した陸海軍機の基地として使用された。(中略) 非常に長い期間に亘って沖縄に留まることになるだろう。(中略) 今や騒々しい小政党は琉球人の要求や複雑きわまる土地問題を政治的に利用している。またこの問題は煽動と混乱を導くための公認された手段を小政党に供している。共産主義者の煽動であろうとなかろうと小政党は、補償に対する米国の如何なる適切かつ寛大な処置にも満足しないのは確かである。何故ならば、満足してしまえば小政党にとって有利な政治的問題がなくなってしまうからである。 (後略)」⁴⁹

例えば、話者は「世界的規模での防衛上不可欠な一部」という肯定的なイメージを提示し、米軍基地が共産主義に対抗するために存在する必然性を主張する。その一方で、朝鮮戦争時の沖縄の役割を挙げ、米軍基地がなくなった場合に予想される負の影響を思い起こさせている⁵⁰。同時に、「沖縄基地の永続化」を正当化するために、当時の島ぐるみ闘争を「小政党」や一部の「共産主義者」による行為として軽視する⁵¹。

④対案形成

このような米国政府の態度は、1956年6月20日に沖縄内の64のうち56の市、町、村で「プライス勧告反対および軍用地4原則の実施を求める住民大会」を引き起こした。そして、沖縄代表団は本土に行き、日本政府および国民に住民の意志を訴えた⁵²。当時の住民大会で取り上げられた「プライス勧告とその反論」の内容は以下の通りである。

「(前略) 第一、緒論。我々が大きいなる不満を抱く理由は、勧告が公平の精神から出来

⁴⁹ 「プライス勧告」 http://wl.nirai.ne.jp/nyanko/father3_2.html を検索した。(2024年10月29日検索)

⁵⁰ P. Dunmire, “Emerging threats and coming dangers: claiming the future for preventive war”, A. Hodge & C. Nilep (Eds), *Discourse, War and Terrorism*, Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins, 2007, pp.19-44.; P. Dunmire, “The rhetoric of temporality: the future as linguistic construct and rhetorical resource”, B. Johnstone & C. Eisenhart (Eds), *Rhetoric in Detail*, Amsterdam: John Benjamins.

⁵¹ バンイムレン(van Eemeren)は、話者による「捏造」は、聴者がその意図に気づかれないようにしながら、話者の利益に合った目的を達成するために故意に聴者を欺くことであるという。(F. van Eemeren, “Foreword”, L. de Saussure & P. Schulz(Eds), *Manipulation and Ideologies in the Twentieth Century*, Amsterdam: John Benjamins Publishing Company, 2005, pp. IX-XVI)

⁵² 野添文彬『沖縄米軍基地全史』吉川弘文館、2020年、72～74頁。

上がっていると主張されてはいても、その公平が米国市民の立場に立つものであって、我々琉球住民のことを考慮に容れていないからである。(中略) 一括払いについて。沖縄は耕地が狭く、代替地の入手が不可能に近い。労働市場が狭隘で技術的に乏しい農民には転業の機会が得られない。一括払い金を利用して他に移動あるいは転業することが不可能である。従って、受領した金額は生活資金に消費される可能性がある。(中略) 適正補償について。我々の要求はそのような高額ではない。一戸当り平均年間約 165 ドルにすぎない金額で、地主が働かずして生活してゆけるのに十分と考えるのは非現実的である。沖縄における農家の生活費は一戸当り平均 615.8 ドルであり、要求地料はその 26.8%にしかない。しかも、軍用地主は他人の土地を借りて生活しており、その地料は軍用地料の十数倍である。1 町歩 (約 3,000 坪) 以上有している地主は全農家の 2.52%であり、あたかも全地主が大地主であるかの如くみせかけ、地主階級という言葉を作り出すのは非現実的である。(中略) 新規接収について。沖縄が面積に比較して人口の多いことは、勧告の十分認めるところである。その少ない面積の中、すでに約 13%が軍用地として使用されており、今後の接収予定を合計すると陸地面積の約 25%になる。しかも接収予定地の地主はほとんどが農業生計者で他に職業とすべき技能がない。(後略)」⁵³

上記を見ると、話者はプライス勧告に対する最も重要な問題点を強調し、沖縄住民の最大の不満は米国の言う「公平」に矛盾があることを明らかにしている⁵⁴。つまり、プライス調査団が言及する一括払いおよび適正補償の合理性には問題があり、農地を奪われた住民が一括払い金で他の場所への移動や転職のできない状況を考慮し、住民の生存権を保障すべきだということである⁵⁵。

⑤脅威および威嚇

このような住民の動きに対し、オフリミッツや琉球大学学生の退学処分を強行した。なお、1957年1月、レムニッツア一民政長官は、當間重剛行政主席、與儀達敏立法院議長と会談し、「一括払い及び新規土地接収は、米合衆国の最終方針である」と発表した。さらに同年2月23日には、以下の民政府布令第164号「米合衆国土地収用令」を發布して、一

⁵³ 『プライス勧告とその反論 沖縄軍用地問題 四原則貫徹実践本部編集発行』

<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/histories/1956/> (2024年10月29日検索)

⁵⁴ 一般的に時局宣言は、否定的な問題や状態が続いてどのような結果を惹起するかという因果関係が見られる修辞構造を有する。(W. Mann & S. Thompson, “Rhetorical structure theory: toward a functional theory of text organization”, *Text*, Vol.8(3), 1988, p. 243-281.)

⁵⁵ このような抵抗は、1956年6月23日に民主党、社会党、人民党、沖縄教職会、沖縄青年連合、土地連合、沖縄市町村長会など16団体による「軍用地問題解決促進連絡協議会」の結成につながった。そして9月20日には、各市、町、村の土地を守る会や土地連合、沖縄教職員会、民主党、社会党、人民党、沖縄青年連合、沖縄婦人連合などによって「沖縄土地を守る総連合」が結成された。

一括払いと新規接収の実施に取り掛かった。

「(前略)限定付土地保有権とは、その土地の所有権は、それが収用された土地の所有者にあるものであって、この権利は合衆国がもはやそれを必要としないことを決定し、該権利の放棄を関係土地所有者に通告するまで存続するものである。この権利は、その期間中関係土地の上空、地下、地上の完全排他的な使用、占有、及び収益をなす権利である。(後略)」⁵⁶

つまり、話者は土地保有権の意味を定義し、米国がその権利を放棄しない限り、基地は永續するため、これ以上の問題提起を止めるべきだと断固として言っている⁵⁷。

⑥社会的合意

しかし、米民政の意図とは裏腹に、島ぐるみ闘争はなおさら拡大していった。この反米感情の高潮は、1958年1月12日那覇市長選挙において、日本復帰を主張していた兼次佐一の圧勝をもたらした。これに衝撃を受けた米國務省は、一括払い方針を固守していた国防省および軍部を、日米関係の安定化という名目で説得した。なお、同年6月末に安里積千代立法院議長や当間重剛主席らが訪米し、米国側と交渉した結果⁵⁸、1958年11月3日、米民政は住民が要求する4原則のうち「一括払い廃止」と「地料の適正補償」を受け入れ、賃貸料も5年前の6倍に引き上げた。しかし、島ぐるみ闘争は一部の進展はあったものの、根本的な解決には至らなかった。例えば、土地新規接収の廃止は受容されず、土地賃貸契約をする際に、地主と米民政との直接契約方式ではなく、地主と琉球政府との間接契約方式が採用され、地主が土地賃貸契約に応じない場合でも米民政が強制的に使用できるようになった。その結果、1950年代に軍用地の面積は1.9倍にまで拡大した。

(2) 濟州

1945年9月、朝鮮半島の38度線以南に米軍政が宣言された後、直ちに濟州には第59軍政中隊が派遣された。当時の布告第1号を見ると、米軍政は、日本の降伏直後に呂運亨の主導で組織されていた建国準備委員会および地域人民委員会などを認めなかった⁵⁹。その

⁵⁶ 『布告布令関係書類 米合衆国土地収用令 所有者不明土地の登記 他』
<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/histories/1957/> (2024年10月29日検索)

⁵⁷ バンリウエン (van Leeuwen) は、話者自身の主張を正当化するために使用される効率的なツールとして「定義 (defining)」を言及する。これは、聴者の疑問や問題提起に対し、自らの主張の正当性を述べ、これまでの議論を結論づける役割を果たす。(T. van Leeuwen, “Legitimation in discourse and communication”, *Discourse & Communication*, Vol. 1(1), 2007, p. 104)

⁵⁸ 野添文彬『沖縄米軍基地全史』吉川弘文館、2020年、87頁。

⁵⁹ 1945年8月15日、呂運亨は「自主独立国家の樹立」を掲げ、全国146支部を持つ建国準備委員会を結成した。そして、15日後には朝鮮半島に進駐する米軍との交渉力を高める

代わりに自らの統治を円滑にするために、植民地時代の官僚や警察を温存した。これは済州地域でも同じであった。

さらに、日本との経済交流の断絶により、済州は深刻な失業問題に直面していただけではなく⁶⁰、大麦や雑穀などの収穫量も解放前の60～70%程度にとどまっていた⁶¹。このような状況でも米軍政は統治費用を調達するために大量に紙幣を発行するとともに、米穀を買い占めることで深刻なインフレーションを引き起こした。そのみならず、1946年8月1日には全羅南道に属していた済州を「島」から「道」に昇格させ、住民は従来よりも多くの税金を支払わなければならない状況に追い込まれた。結局、これは米軍政に対する住民の不満を増幅させるとともに、住民と済州地域人民委員会との絆を強めた⁶²。

①画期的事件

1945年12月、モスクワ三相会議の決定により、翌年3月に米ソ共同委員会が開かれたが、米ソ双方の激しい対立により決裂し、南北分断は現実のものとなりつつあった。しかも、1947年にはトルーマン・ドクトリンやマーシャル・プランにより、冷戦が本格化していった。こうした状況の中で、米軍政を中心とした秩序を揺るがす事件が発生した。それが1947年3月1日「第28周年3.1節記念済州道民大会」である⁶³。当時、約3万人の住民

ために、9月6日には朝鮮人民共和国に改編した。しかし、9月9日、米軍は次のような「布告第1号」を発表した。「第1条 北緯38度以南の朝鮮領土および朝鮮人民に対する統治の全権は、当分の間、太平洋方面米陸軍部隊総司令官の権限の下で行使される。(中略) 第3条 すべての人は、速やかに上記のすべての命令および上記の権限の下で発せられた命令に従わなければならない。占領部隊に対するすべての反抗行為または公共の安全を乱すすべての行為に対しては、厳重な処罰がある。」(「布告第1号」『毎日新報』1945年9月9日。)

⁶⁰ 解放前まで、済州地域の工業製品の40%は日本に依存していた。さらに、解放とともに戦場や北海道、サハリンの炭鉱地域、および日本国内の工場から約6万人の済州出身の若者たちが故郷に戻ったため、失業率はますます高くなるしかなかった。(文京洙『済州島四・三事件：島のくいの死と再生の物語』岩波書店、2018年、56-57頁。)

⁶¹ 米軍政期の38度線以南では、工業生産が適切に行われず、半封建的な小作制が残存していた。なお、農業生産力が停滞していたため、日用品や米などの食料が絶対的に不足していた。(イムヨンテ(임영태)『大韓民国史1945～2008』図書出版ドルニョク、2010年、57頁。)

⁶² 済州地域人民委員会の幹部たちは、植民地時代に抗日運動で獄中生活を送った人が多かった。また、親日派を排除した左・右派が共に参加していたため、住民の支持を受けていた。しかし、第59軍政中隊指揮官スターウト(Thurman A. Stout)少佐は、治安維持と財産管理のために親日派を登用し、住民の憤怒をもたらした。(済州4・3平和財団『済州4・3平和祈念館常設展示館展示図録』図書出版カク(ユ)、2020年、71頁。)

⁶³ 当時、朗読された3.1決議書には、次のような内容が記されていた。「(戦略) 日本帝国主義が退いた後もまだその残滓が残っており、我々の解放運動を頑強に妨害しているが、遠くない将来、彼らは一日の夢から目覚めるであろう。(中略) 第一、モスクワ協定を直ちに実行し、民主主義の臨時政府の樹立に専念すること。(中略) 第四、全人民の一致団結により民生問題の解決に尽力すること。(後略)」(国家記録院・国立済州博物館・大韓民国歴史博物館・済州大学校博物館・済州教育博物館「3・1決定書」『済州4・3アーカイブ特別展：記録となった痕跡』イディアート、2020年、72頁。)

は3.1節記念式典の後に、済州北小学校から観徳亭⁶⁴までの約600メートルの距離を行進したが、デモを統制していた騎馬警察が6歳の子供をひいてしまった。しかし、加害警察は事故現場を放置したまま警察署に向かった。その場面を見て興奮した住民たちは加害警察に抗議し追いかけたが、これを警察署への襲撃と誤認した警察らは住民に向けて無差別に発砲し、6人の死亡者と6人の重傷者を生み出した⁶⁵。

②問題提起

これに対し、1947年3月10日に地域人民委員会は済州道庁、学校、官公庁、各企業と闘争委員会を結成し、ゼネストに取り掛かった。以下は当時の声明文である。

「(前略) 解放後、3.1運動を(中略) 自覚し、同時に過去の先輩を追悼するために、済州邑の記念行事は3万人の大衆が集まる中で厳粛な式を行い、平和で秩序ある行進をしたにもかかわらず、一部の残忍な警官の違法発砲によって6人の死亡者と多数の重軽傷者を出すことになったことは、歴史的な時期を冒瀆し、民族的理念までも失った弾圧以外の何ものでもない。(中略) 我々は(中略) 30万人の道民の忠実な公僕として冷静な立場で考察し、善良な人民とともにその先頭で勇敢に最後まで闘うことを宣言する。

要求事項 i. 民主警察の完全確立のために、武装と拷問を即時に廃止すること。ii. 発砲責任者および発砲警官は即時に処罰すること。iii. 警察の首脳部は責任を取って辞任すること。iv. 犠牲者の遺族および負傷者の生活を保障すること。v. 日本警察の遺産的活動を一掃すること。」⁶⁶

上記の内容を見ると、話者はゼネストを引き起こした問題を具体的に挙げ、これらの問題がどのような否定的結果を招いたのかを主張する。特に「～にもかかわらず」という譲歩接続表現の前の核心的な文として「記念行事は～平和で秩序ある行進をした」という肯定的な内容を挙げているが、その後続く従属文では「違法発砲、6人の死亡者、多数の重軽傷者」という否定的な内容を明示し、発砲による被害事実を強調している⁶⁷。同時に「残忍な警官」のように善と悪の道徳的価値が明確に表れる用語を使用し、公権力の不道

⁶⁴ 観徳亭は現在の済州において、最も古い木造建築物である。朝鮮時代には済州牧の官庁であり、植民地時代にも中央官庁として使用されるなど、済州の中心部としての役割を果たしていた。

⁶⁵ 当時、本土の経済状況も済州と変わらなかった。1946年9月～10月にかけて、食糧難とインフレーションの深化により、約25万人の労働者がゼネストを行ったが、これをきっかけとして米軍政と国内の右翼勢力は各地域の人民委員会を弾圧した。済州地域人民委員会は当時のゼネストに参加しなかったが、すでに本土の騒動を収拾した米軍政には、済州地域人民委員会も粛清の対象となっていた。(文京洙『済州島四・三事件：島のくくの死と再生の物語』岩波書店、56頁。)

⁶⁶ 「3・1事件の反響」『済州新報』1947年3月12日。

⁶⁷ E. Barton, “Contrastive and non-contrastive connectives”, *Written Communication*, Vol. 12(2), 1995, p. 219-239.

徳さを示している⁶⁸。なお「6人の死亡者、多数の重軽傷者」という客観的な事実に対し、「民族的理念までも失った弾圧」という主観的な判断を基にした評価を下す。最後に、「我々」という一人称複数代名詞を使用して、「残忍な警官」と「善良な人民」を対比させ、話者自身を「善良な人民」と同一視した後⁶⁹、「警察の武装解除、拷問の廃止、発砲責任者および発砲警官の処罰、警察の首脳部の責任追及、負傷者への補償、日帝残滓の一扫」などを掲げ、ゼネストを撤回するための妥協案を提示している。

③シンボル捏造

しかし、すでに大邱十月事件⁷⁰を経験していた米軍政は、済州地域内でのゼネストに対して警戒心を示した。

「ゼネストの根本的な原因は、3.1 暴動当時の警察の行動に対する憎悪感から来ているようである。最近、南朝鮮労働党がこのような憎悪感を住民の扇動に利用している。(中略) 済州道は、人口の70%が左翼団体の支持者や関係者であるような左翼の拠点として知られている。」⁷¹

話者は「3.1 節発砲事件」の原因を「暴動」という言葉で表現し、米軍政の誤りを意図的に排除している。同時に、「人口の70%が左翼」という点を挙げて、発砲事件に抗議する済州の住民たちを共産主義者または共産主義者に操られている勢力であると明示し、事件を話者自身に有利な方向で虚偽かつ歪曲している⁷²。

④脅威および威嚇

その後、米軍政は1947年3月14日に421人の警察官を追加派遣した。済州に到着した米軍政の警務部長は、次のような布告を発表した。

「3.1 節に発生した不幸な出来事に関連して、政治、産業、教育各機関の活動が麻痺しているという情報を受けて、本人は多くの関心を持ち済州道に来た。(中略) 欺瞞的な

⁶⁸ バンリウエン (van Leeuwen) は、有用性、効用性、および妥当性の有無を見て、ある社会的行為に対する合理性 (rationalization) が与えられるという。本稿では、それらの点を問題視する抵抗勢力の言説を非合法化という。(T. van Leeuwen, “Legitimation in discourse and communication”, *Discourse & Communication*, Vol.1(1), 2007, p.92)

⁶⁹ K. Zupnik, “A pragmatic analysis of the use of person deixis in political discourse”, *Journal of Pragmatics*, Vol.21, 1994, p.339-383.

⁷⁰ 1946年10月1日、韓国の大邱において警察と市民との衝突から始まり、多くの犠牲者を生み出した事件である。その背景には、米軍政の米穀自由化政策の失敗による米価の暴騰や、植民地時代の親日協力者らの温存に対する反発であった。

⁷¹ 「米第6師団G-2報告書 Periodic Report (1947年3月14日)」済州4・3平和財団『済州4・3平和祈念館常設展示館展示図録』図書出版カク(ユ)、2020年、101頁。

⁷² T. A. van Dijk, *Racism and the Press: Critical Studies in Racism and Migration*, New York and London: Routledge, 1991.

宣伝と破壊的な謀略で済州社会を無秩序な状態に追い込んでいる。本人はその根本的な要素を取り除くための基本方針を策定している。(中略) 暴動のような無秩序な行動は朝鮮建国の前途を最も危険に晒すものである。暴動の頻発は、朝鮮民族の政治的自治力と道徳的自律性の欠如を世界に暴露し、我々の威信と信用を失墜させることになる。同胞よ、反省し、日常業務に取り組み、建国に貢献することを望んでやまない。」⁷³

話者は、3.1 節記念式典での発砲事件をきっかけとして起こったゼネストを「欺瞞的な宣伝」と「破壊的な謀略」による「無秩序な行動」と見なし、これを反共主義国家の建設に対する挑戦として批判している。同時に「根本的な要素を取り除くための基本方針」という表現で、前述の挑戦に対する意志を表明する⁷⁴。特に「暴動」という用語を繰り返し使用することで、住民たちが抵抗する理由でもある「米軍政の失政」や「無差別発砲」を意図的に排除する⁷⁵。

米軍政が言う「根本的要素を除去するための基本方針」は、反共主義国家の建設作業を妨げる「左翼勢力とその支持者を除去」することであった。この認識は、1948年4月3日以前までゼネストの扇動者という名目下で、約2,500人の住民に対する逮捕と拷問に繋がった⁷⁶。

⑤ 対案形成

米軍政の強硬な態度は、地域人民委員会内急進派の若者たちの発言力を高め、結局、1948年4月3日の武装蜂起(4.3事件)を引き起こした⁷⁷。当時、武装隊によるビラの内容は次の通りである。

「市民同胞の皆さん、尊敬する親兄弟の皆さん。4・3今日は、あなた方の息子、娘、弟妹が武器を取って立ち上がりました。売国的な単選単独政権に断固反対し、祖国の統一と独立、そして完全な民族解放のために！あなた方に苦しみと不幸を強制してきた米国の

⁷³ 「布告(趙炳玉警務局長)」『済州新報』1947年3月16日。

⁷⁴ サール(Searle)の約束することの適正条件(felicity condition)を見ると、ある者が権力を獲得していく過程において、国民の信頼を得るために、そのすべてが国家と国民の利益のためであると標榜するという。(J.Searle, *Speech Act*, Cambridge: Cambridge University Press, 1969.)

⁷⁵ T.A. van Dijk, *Racism and the Press: Critical Studies in Racism and Migration*, New York and London: Routledge, 1991.

⁷⁶ このような強硬策は、米ソ対立が激化していた時期と重なった。例えば、1947年7月10日に第2次米ソ共同委員会が決裂し、38度線以南のみで総選挙を実施することが決定されたが、このような状況の中で済州地域でのゼネストは、米軍政の「反共主義国家建設」に対する左翼の妨害と見なされ、無差別な弾圧へとつながったのである。

⁷⁷ 武装隊は初期に350人であり、全期間を通じて500人を超えなかった。4.3事件の際、武器は日本制99式小銃27挺、拳銃3挺、手榴弾25発で、残りは竹槍であった。「武装蜂起の火が上がる」済州4・3平和財団『済州4・3平和祈念館常設展示館展示図録』図書出版カク(ユ)、2020年、123頁。

人食い人種やその手先たちの虐殺行為を排除するために！ 今日、あなた方の骨に染みついた恨みを晴らすために！ 私たちは武器を取って決起しました（後略）」

話者は「同胞」、「親兄弟」、「息子・娘・弟妹」などの関係を示す用語を用いて、住民との親疎関係やイデオロギー的な態度を同一視する言説で、私たち（済州住民）と彼ら（米軍政、警察）との対立構図を明確にしている⁷⁸。また、米軍政や国内右翼勢力が朝鮮半島の分断を企てる行為や発砲事件に対する責任転嫁などの否定的な状況を要約し、4.3事件の背景を示している。さらに、「人食い人種」、「手先たち」などの隠喩的表現を使い、済州住民の生活苦を考慮せず、強硬的政策を固執する米軍政や警察に対して敵対的かつ抵抗的態度を明確にしている⁷⁹。

⑥社会的合意

3.1 節記念式典発砲事件から始まった4.3事件は、「反共主義国家の建設作業（単独政府と5.10選挙）」に対する挑戦に帰結した。例えば、米軍政は4月18日に次のような宣伝文を発表する。

「(前略) 無謀な暴動を起こし、皆さんの骨肉である建国の働き手を殺傷して、ただでさえ貧弱な我々の財産を破壊し、独立を妨害するのはどういうことか。皆さんは、民族をソ連に売って奴隷にしようとする共産分子の凶悪な陰謀と計略にだまされたのである。賢明な皆さんは、総選挙が朝鮮独立の千載一遇の好機であり、その完成の唯一の方法であることを認識せよ。(後略)」⁸⁰

話者は「建国」や「独立」などの肯定的な価値や目標を掲げ、4.3事件がそれらへの妨害行為であることを暗示している⁸¹。そして、4.3事件が地域人民委員会の幹部らの主導によって行われ、「統一および単独政府反対」のように「建国」に対する方法論の差異であったにもかかわらず、それを話者は「民族をソ連に売って奴隷にしようとする」と誇張している⁸²。最後に「総選挙」という合憲的な価値を提示し、「朝鮮独立」のために住民の自

⁷⁸ K. Zupnik, “A pragmatic analysis of the use of person deixis in political discourse”, *Journal of Pragmatics*, Vol.21, 1994, p.339-383.

⁷⁹ J. Chateris-Black, *Corpus Approaches to Critical Discourse Metaphor Analysis*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2004.

⁸⁰ 「島民に告げる」『済州新報』1948年4月18日。

⁸¹ 正統性とは、国民が自らの合理的合意に基づいて、それぞれの国家権力や政権に自発的に服従する状態を指す。その際に、国家権力や政権は、国民の自発的な服従を引き出すために積極的に要求し、約束し、自らを正当化するが、正統性はこれらの一連の過程を通して満たされる。(D. Beetham, *The Legitimation of Power*, London: Macmillan, 1991, pp. 16.)

⁸² グライス(Grice)が言う「質の格率」は、会話の原則として、相手に真実を述べ、虚偽の情報を避け、不確かな情報については明確にしようすることを意味する。この格率は

発的な支持と服従を引き出そうとする⁸³。

その結果、4.3 武装隊は総選挙のボイコットを呼びかけ、選挙当日に住民たちを漢拏山に入山させた⁸⁴。これは済州地域の3つの選挙区において、85,517人の有権者のうち53,698人(63%)しか投票せず、全国の投票率(95.5%)を大きく下回った⁸⁵。こうして米軍政長官は、1948年5月26日に済州地域の2つの選挙区選挙無効を宣言し⁸⁶、国会議員再選挙の無期限延期を告げるに至る⁸⁷。

(3) 小括

第二次大戦後、冷戦が本格化する中で、沖縄と済州では「米軍基地化と親米反共主義国家化」が進められた。沖縄の場合、米民政は外見的に民主化を標榜しながら、米軍基地の永続化を進めるために、「自由と安全」を掲げて土地強制接収と一括払いを断行した。そ

会話の信頼性を高める役割を果たす。しかし、必ずしも格率の違反が低い信頼性につながるとは限らない。例えば、国家権力や政権が自分に有利な結果を引き出すために物事を誇張することもある。(H. P. Grice, “Logic and conversation”, P. Cole & J. L. Morgan (Eds), *Syntax and Semantics*, New York: Academic Press, 1975, pp. 44-58.)

⁸³ 国家権力や政権は国民の自発的な支持と服従を引き出す手段として、スローガンを好む。これは最小限の投資で最大の効果を得られる手段でもある。ルー (Lu) はスローガンを道徳的かつ合憲的な価値を込めて、ある文化の理想を表し、規範的な目標に向けた集団の態度表明を求めるために用いられるという。(X. Lu, “An ideological/ Cultural analysis of political slogans in Communist China”, *Discourse & Society*, Vol. 10, 1999, p. 490.)

⁸⁴ このような状況において、米軍政は朝鮮国防警備隊第9連隊を新たに投入した。当時、9連隊長の金益烈は武力鎮圧ではなく、4.3事件の首謀者である金達三と協議し、武装隊の条件付き解散を引き出そうとした。しかし、1948年4月28日の両者間の合意とは裏腹に、5月1日に西北青年会は済州邑オラ里に放火をした。直ちに米軍政はこれを暴徒の仕業とし、金益烈を解任した後、朝鮮国防警備隊に総攻撃を命じた。

⁸⁵ 全国の投票率を見ると、当時、大部分の人々が38度線以南の単独政府を支持し、期待も高く、それに比べて済州の住民のみが反対しているように見える。しかし、1948年4月12日、韓国世論協会はソウル市内の忠武路と鍾路の2か所で1262人を対象に「選挙人登録の有無」および「強要の有無、自発の有無」に関する調査を行った。その結果、「登録した734人(74%)」、「登録していない328人(26%)」、「自発的に登録した84人(9%)」、「強要された850人(91%)」であった。これは当時の米軍政長官ハジが「投票したいという全朝鮮国民の圧倒的な表示」と評価したこととは相反する結果と言える。(国家記録院・国立済州博物館・大韓民国歴史博物館・済州大学校博物館・済州教育博物館「5・10総選挙」『済州4・3アーカイブ特別展：記録となった痕跡』イディアート、2020年、106頁。)

⁸⁶ 「(前略) 前記甲乙両選挙区は反動分子の妨害により、全投票所の半数以上が投票を行うことができず、完全に民意を表現したとは言えないため、国会選挙委員会と協議の上、甲乙両選挙区選挙を無効とすることを決定した。」(「北済州両選挙区の再選挙/来23日施行/ディーン長官発表」『朝鮮日報』1948年5月27日。)

⁸⁷ 「(前略) 済州道での破壊分子による治安と秩序の乱れに対し、継続的に努力しているため、北済州の甲区および乙区選挙人に対し(中略) 両区の人民の意思を真に代表できる平和で混乱のない選挙を保障するため、本官は(中略) 両区の再選挙を無期限に延期することを命じる。」「行政命令22号」『ソウル新聞』1948年6月13日。

の過程で、該当地域の住民を中心に抵抗運動が行われ、由美子ちゃん事件後には、島ぐるみ闘争に拡大された。これに対して、米国議会は事態収拾のためにプライス調査団を派遣したが、彼らは安全保障上の理由を掲げて「土地強制接収と一括払い」を支持した。これは、住民側の抵抗を持続させただけでなく、同時期に行われた那覇市長選挙において、「日本復帰」を主張する候補の当選をもたらした。結局、米民政は「一括払い」の廃止と土地賃料の適正補償に合意することとなった。

一方、済州の場合、沖縄と異なり、米軍政は民主化を進めるどころか、既存の自治組織（地域人民委員会）すら認めず、秩序維持のために従来植民地体制を温存した。これは1947年3月1日に大規模の街頭デモを引き起こしたが、その過程で発生した警察の無差別発砲によって住民側の抵抗をエスカレートした。それにもかかわらず、米軍政は住民側の「発砲責任者の処罰および日帝残滓の清算」という要求を無視し、彼らを「共産主義者」と見なし、厳しく弾圧した。その結果、4.3事件が発生し、1948年5月10日の総選挙も済州地域のみが無期限延期された。

第一局面の両地域を見ると、住民側の抵抗においては共通点がある。しかし、沖縄の場合、米民政が外見的に民主化を標榜しながら、基地建設の円滑化を図る立場であったため、住民側に「一括払いの廃止」と「土地料の適正補償」のように一部の譲歩も可能であった。それに比べ、済州は民主化という外見的措置もなく、もっぱら親米反共主義国家建設を目標にしたため、住民側の要求を受容するどころか、問題提起をするすべての勢力を一掃する政策のみを堅持した。

5. 第二局面：日本復帰と韓国政府樹立における沖縄と済州

(1) 沖縄

①画期的事件

米軍基地の永続化に向けた「土地強制接収および一括払い」と、米軍犯罪の問題（由美子ちゃん事件）は、沖縄での島ぐるみ闘争を引き起こした。この抵抗は米民政から一括払いの廃止と地料の適正補償を勝ち取ることができたが、その後も新規土地強制接収と地主の権利が無視される状況が続いた。

結局、住民たちはより根本的な解決策として日本復帰を主張した。実際、日本復帰に向けた動きは、1952年のサンフランシスコ講和条約により、沖縄が本土から切り離されることが明らかになった後、沖縄教職員会や沖縄県青年団協議会などの23団体が「沖縄諸島祖国復帰期成会」を結成したことに遡るが、当時は米民政の弾圧により停滞していた⁸⁸。し

⁸⁸ 実際に沖縄の日本復帰に対する動きは日本政府側にも見られた。例えば、1957年2月首相に就任した岸信介は、沖縄の軍用地問題の解決のために、米国の沖縄施政を10年または15年に定めつつ、その間には沖縄の日本復帰に備えて日琉関係の緊密化を図ろうとした。しかし、マッカーサーは施政権の行使に期限をつけると自由な機動的攻撃力を有する有効な軍事基地の維持ができないと反対した。野添文彬『沖縄米軍基地全史』吉川弘文館、2020年、83頁。

かし、1960年1月、日米新安保条約の調印の際に、米国の日本防衛義務と事前協議制度を盛り込むことで、本土での米軍基地使用が制約され、米国にとっては相対的に沖縄基地の戦略的価値が高まった。これに対する不満に加え、軍用地問題に端を発した島ぐるみ闘争によって、日本復帰は再び息を吹き返し、1960年4月28日には沖縄教職会などの17団体により沖縄県日本復帰協議会（以下、復帰協）が結成された⁸⁹。その後、復帰協を中心に沖縄教育長協会、沖縄教育委員会協会、沖縄婦人連合、沖縄PTA連合会、および沖縄遺族連合会などの団体が合流する。

②問題提起

復帰協の一貫した主張は「日本の平和憲法の適用と人権擁護」であった。つまり、すべての権利が米軍に属している現状を本土並みに是正し、米軍基地の撤廃を求めるものであった。これに応じて琉球政府立法院は、1962年2月1日に次のような決議文を発表した。

「日本国との平和条約第三条によって沖縄を日本から分離することは、正義と平和の精神にもとり、将来に禍根を残し、日本の独立を侵し、国連憲章の規定に反する不当なものである。（中略）この間沖縄住民は日本復帰を訴え続け、琉球政府立法院はその趣旨の決議をもって繰返し要請し続けてきたが、米国は依然として無期限保持の政策を捨てず、ケネディ大統領は去る一月十八日に合衆国議会に送った予算教書の中で米国と自由世界の安全を守るため極東での脅威と緊張が沖縄の軍事基地維持を必要とする限り米国は沖縄管理の責任を引き続き負うと述べて、従前の態度を改めていない。このようなアメリカ合衆国による沖縄統治は、領土の不拡大及び民族自決の方向にし、国連憲章の信託統治の条件に該当せず、国連加盟国たる日本の主権平等を無視し、統治の実態もまた国連憲章の統治の原則に反するものである。（後略）」⁹⁰

話者が最も問題視しているのは、「平和条約第三条」の不当さであり、これに基づく米国の継続的な施政権行使である⁹¹。同時に「住民は日本復帰を訴え続けている」と述べ、日本復帰の合法性を主張した後、「国連憲章の信託統治の条件」を持ち出して、米国の統

⁸⁹ 実は日本復帰運動は約10年前から進められていた。1951年4月29日に「日本復帰促進期成会」が結成されたが、当時の主意書を見ると、基地問題は触れず、琉球の帰属問題に限っていたのがわかる。「日本復帰促進期成会主意書」『政党に関する書類 1948年1月以降』1951年。

⁹⁰ 琉球政府立法院議事課『日本政府衆参両院への陳情要請書』1962年。

<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/histories/1962/>（2024年11月2日検索）

⁹¹ 一般的に問題を提示する際、話者は自分たちが特定の政治的行動を取る理由を説得させるためにさまざまな修辞構造を用いる。特にここで見られるのは「因果関係」であり、ある事柄がどのような悪い結果を引き起こすかを強調する。（W. Mann & S. Thompson, “Rhetorical structure theory: toward a functional theory of text organization”, *Text*, Vol. 8(3), p. 243-281.）

治が国連憲章に違反していると指摘する⁹²。

③シンボル捏造

これに対して、1962年3月19日、ケネディ米大統領は「私は琉球諸島が日本本土の一部であることを認めるもので、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本国の完全な主権の下へ復帰せしめることを許す日を待望している」⁹³と応じた。そして当時、池田首相も将来の沖縄の施政権返還を視野に入れ、それに伴う変革を最小限に抑えるため、経済援助を拡大して沖縄住民の生活向上を図るなど、段階的に沖縄の日本復帰を進めようとした。

しかし、米民政のポール・キャラウェイ高等弁務官は、1965年3月5日に金門クラブ⁹⁴で「沖縄が独立しない限り、沖縄の自治権は神話である（外部から如何なる抑制も一切受けられない自治権ということは琉球においては考えられない）」⁹⁵と演説し、沖縄の施政権返還や自治権拡大を否定的に捉えていた。

②－ii. 問題提起

これに対して、復帰協は以下の反論を述べている。

「(前略) 沖縄県民は日本復帰をのぞんでいるのであり、独立国家を主張しているのではありません。したがって我々のいう自治は、日本の国民が享受している民主主義の諸権利を同様に与えよという意味であります。そして、真の自治は、結局日本復帰を実現することによってしかありえないと思います (後略)」⁹⁶

つまり、話者は「～のではない」という否定を通じ、「自治権の拡大要求＝琉球独立」と「自治権の拡大要求＝日本復帰」との間には大きなギャップがあるのを指摘する。なお、「したがって」という接続詞を用いて、「日本復帰運動」が沖縄住民の民主主義的自治権の拡大要求に根拠しているにもかかわらず、それを非現実的な要求として退け、実際には

⁹² バンリウエン (van Leeuwen) は、政府や特定の集団が自らの不公平な政策や行動を正当化する方法を分析する過程で「合法化」という概念を用いる。(T. van Leeuwen, “Representing social action”, *Discourse & Society*, Vol. 6(1), 1995, p. 81-106.; T. van Leeuwen, “Legitimation in discourse and communication”, *Discourse & Communication*, Vol. 1(1), 2007, p. 91-112.) 本稿における「非合法化」は、その反対概念として、該当政府が民主主義の基本原則、憲法、法体系などを違反することを指摘することである。

⁹³ 川平成雄「戦後なき沖縄」『琉球大学経済研究』80号、2010年、75頁。

⁹⁴ 米軍後援による米国留学経験者の親睦団体である。

⁹⁵ 「自治権問題について」『陳情関係書類 1963・1964年』

<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/histories/1963/> (2024年11月2日検索)

⁹⁶ 「公開質問状」『陳情関係書類 1963・1964年』

<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/histories/1963/> (2024年11月2日検索)

高等弁務官による直接統治を強化しようとする米民政の意図を批判している⁹⁷。

③－ii. シンボル捏造

この状況で、1964年11月、日本本土では佐藤栄作首相が沖縄の施政権返還を掲げて就任した。しかし、当時の国際情勢は、沖縄の米軍基地の軍事的価値をなおさら高めていった。例えば、同年10月、中国が初めて核実験を試み、1965年2月には米軍のベトナムへの介入が本格化した。

その中で、1966年8月に佐藤首相は「沖縄の日本復帰がない限り戦後は終わらない」と述べ、初めて日本の首相として沖縄を訪れた⁹⁸。その後、1967年に至っては、沖縄への日本の援助が米国を上回り、12月12日には、佐藤首相とジョンソン米大統領が次のような共同声明を発表した。

「(前略) これらの諸島にある米国の軍事施設が極東における日本その他の自由諸国の安全を保障するため重要な役割を果たしていることを認めた。(中略) 施政権が日本に回復されることとなるときに起る摩擦を最小限にするため、沖縄の住民とその制度の日本本土との一体化を進め、沖縄住民の経済的及び社会的福祉を増進する措置が取られるべきであることに意見が一致した。(後略)」⁹⁹

しかし、上記の共同声明を見ると、沖縄の住民と日本政府との間には、日本復帰を巡る相当な乖離があることがわかる。例えば、上記の共同声明には「安全を保障」や「重要な役割」という言葉を通じ、沖縄の米軍基地が日本および周辺国の安全保障に与える肯定的な影響を強調するが、「土地強制接収」や「米軍犯罪」などの不法または非道徳的行為については言及しない¹⁰⁰。

⁹⁷ それにもかかわらず、米民政は1962年11月11日第6回立法議員総選挙より、立法院が指名した行政主席を高等弁務官が任命するようにし、自らの権限を強化した。

⁹⁸ 「沖縄同胞のみなさん。(中略) 沖縄が本土から分れて20年、私たち国民は沖縄90万のみなさんのことを片時たりとも忘れたことはありません。本土1億国民は、みなさんの長い間の御労苦に対し、深い尊敬と感謝の念をささげるものであります。私は沖縄の日本復帰が実現しない限り、わが国にとって戦後が終わっていないことをよく承知しております。(中略) 私はこの基本的立場に立って、沖縄の現実の姿を、直接この目で確かめ、耳で聞き、できるだけ広く深く当地の実情をつかんで、これを日本政府の沖縄施策のなかに具体的に生かしたいと存じます。(後略)」佐藤栄作内閣総理大臣の沖縄訪問に際してのステートメント『佐藤内閣総理大臣演説集』日本外交主要文書・年表(2)、111-112頁。

⁹⁹ 「第二回佐藤総理大臣ジョンソン大統領会談後の日米共同声明全文日英両文」1967年12月12日。https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/histories/1967/ (2024年11月2日検索)

¹⁰⁰ T.A. van Dijk, *Racism and the Press: Critical Studies in Racism and Migration*, New York and London: Routledge, 1991.

④対案形成

佐藤首相とジョンソン米大統領の共同声明に従い、1968年1月にはベトナムに出撃するためのB52爆撃機（核武器搭載可）が嘉手納基地に常駐することになった。当然、これは住民の反対の声を高め、同年11月11日の琉球政府行政主席選挙において、「即時無条件日本復帰」を主張する屋良朝苗の当選を牽引した¹⁰¹。さらに11月19日にはB52爆撃機が核兵器保管施設である嘉手納弾薬庫近くに墜落したが、住民は翌年2月4日に「生命を守る県民公開会議」を開催し、「基地撤去」を運用方針として決定した。

「(前略) 沖縄に核爆撃基地がある限り、このような事故は当然起こるべくして起ったものであります。(中略) このような危機に直面して、B52撤去、原潜寄港阻止、基地問題は、もう一党一派の問題ではなくなっています。まさに私たち全県民が生命を守るため、何よりも優先させて全県民ぐるみでとりくまなければならない問題であります。(後略)」

102

話者は、自分が主張する命題の確実性や信頼性を高めるために「当然起こるべくして起ったものである」という根拠の表現を使っている¹⁰³。なお、一人称複数代名詞の「私たち」を用いることで「沖縄住民」を含み、「米国」を排除する方法で各集団間の親疎関係やイデオロギー的態度を明示している¹⁰⁴。同時に「一党一派」という隠喩的表現を使い、基地反対に関する沖縄住民の考えが特定の政党や集団の見解ではないことを明確にした¹⁰⁵。最後に、「～しなければならない」という義務的な表現を用いて、沖縄住民全体が米軍基地による危険な状況を受け入れるのではなく、共に抵抗するよう求めている¹⁰⁶。

⑤社会的合意

そこで、米国と日本政府は次のような立場を取っている。例えば、1972年に沖縄の施政

¹⁰¹ 野添文彬『沖縄米軍基地全史』吉川弘文館、2020年、107頁。

¹⁰² https://www.archives.pref.okinawa.jp/event_information/past_exhibitions/10922
(2024年11月2日検索)

¹⁰³ W. Chafe & J. Nichols (Eds), *Evidentiality: The Linguistic Coding of Epistemology*, Norwood: Ablex, 1986.

¹⁰⁴ K. Zupnik, “A pragmatic analysis of the use of person deixis in political discourse”, *Journal of Pragmatics*, Vol.21, 1994, p. 339-383.

¹⁰⁵ J. Chateris-Black, *Corpus Approaches to Critical Discourse Metaphor Analysis*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2004.

¹⁰⁶ 義務表現は、話者がある事柄を言及する際、それが道徳的または信念体系の面で妥当かつ必要であることを前提にしているため、聴者が話者の主張をより受け入れやすくする効果がある。(R. Blass, “Manipulation in the speeches and writings of Hitler and the NSDAP from a relevance theoretic point of view”, L. de Saussure & P. Schulz (Eds), *Manipulation and Ideologies in the Twentieth Century*, Amsterdam: John Benjamins, 2005, pp. 169-190.)

権返還について両者は合意したが、米国側は沖縄の施政権を返還した後も、朝鮮半島、台湾、ベトナムにおける緊急時に沖縄基地の自由使用を維持すること、さらには核兵器を持ち込む権利を保持するということであった。これに対して日本は「核抜き・本土並み」を基に、沖縄にも本土と同様の事前協議制度を適用することを求めた¹⁰⁷。その結果が1969年11月佐藤首相とニクソン米大統領の共同声明であった。しかし、共同声明の内容を見ると、住民が要求した「基地撤去」や、米軍基地によって生じたさまざまな問題に対する解決策は見当たらなかった¹⁰⁸。

「(前略) 極東情勢の現状および見通しにかんがみ、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のため果たしている役割をともに高く評価し、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立って安保条約を堅持するとの両国政府の意図を明らかにした。

(中略) 沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米国が負っている国際義務の効果的遂行の妨げとなるようなものではないとの見解を表明した。(後略)」

つまり、話者は「平和」、「安全」、「相互信頼」を前面に出し、これが沖縄の米軍基地が実現できる三つの価値であることを暗示している¹⁰⁹。しかし、基地問題から派生した「土地強制接収」、「一括払い」、「米軍犯罪」、「墜落事故」、「核兵器および毒ガスの配置」などの不法的、非道徳的、および非人道的な問題に対しては一切言及せず¹¹⁰、沖縄の日本復帰が米国の極東防衛役割を妨げない範囲で行われるべきだというガイドラインのみを示している。これは、日本復帰が実現したとしても、基地問題に関しては米国ではなく、日本政府と住民とが対立する状況を予見させるものでもあった。

(2) 濟州

①画期的事件

1948年8月15日、米軍政の終了とともに大韓民国政府が正式に樹立した。しかし、4.3事件に対する弾圧は、米軍政期よりもなおさら激しくなった。例えば、討伐軍の責任者として新たに任命された宋堯讚は、10月17日に海岸線から5キロメートルまでの地点を除く

¹⁰⁷ 野添文彬『沖縄米軍基地全史』吉川弘文館、2020年、111頁。

¹⁰⁸ B52爆撃機が嘉手納弾薬庫に墜落したに加え、1969年7月には「知花弾薬庫内」で毒ガス漏れ事件が発生した。

¹⁰⁹ 正統性とは、国民が自らの合理的合意に基づいて、それぞれの国家権力や政権に自発的に服従する状態を指す。その際に、国家権力や政権は、国民の自発的な服従を引き出すために積極的に要求し、約束し、自らを正当化するが、正統性はこれらの一連の過程を通して満たされる。(D. Beetham, *The Legitimation of Power*, London: Macmillan, 1991, pp. 16.)

¹¹⁰ T. A. van Dijk, *Racism and the Press: Critical Studies in Racism and Migration*, New York and London: Routledge, 1991.

漢拏山の山岳地帯への通行を禁止する「漢拏山禁足令」を発令した¹¹¹。その内容は次の通りである。

「本土の治安を破壊し、民衆の安寧を脅かし、国権の侵害を図る一部の不順分子について、軍は政府の最高指令を奉じて、売国的な行動に対して断固たる措置を講じ、本土の平和を維持し、民族の栄光と安全という大業を成し遂げる使命を帯びている。軍は過激な者を徹底的に掃討する意図であり、県民の積極的かつ犠牲的な協力を求めるものである。」

(中略) 全土の海岸線から 5 キロメートル以内の地域および山岳地帯における無許可通行禁止を布告する。もしこの布告に違反する者がいれば、その理由を問わず、暴徒として認定し、銃殺に処することとする。(後略)¹¹²

話者は外見上、「治安、民衆の安寧、平和、民族の栄光と安全」という理想的な核心価値や目標を提示し、これを達成するために自らの使命を全うする意志を表明しているが、実際には討伐軍を避けて漢拏山に入った住民たちを敵と見なして孤立させる措置であった。

その後、11月17日、李承晩大統領は済州道に戒厳令を宣言し、約4ヶ月間、中山間の村々に押し寄せ、家々に火をつけ、男女を問わず無差別に虐殺を行った。

②シンボル捏造

このような状況下で住民側からの問題提起は想像できず、政府からのシンボル捏造や脅迫のみが続けられた。例えば、1949年1月21日、李承晩は国務会議で次のような発言をした。

「米国側は韓国の重要性を認識し、多くの同情を示しているが、済州道や全南事件の影響を完全に根絶しなければ、彼らの援助は積極的には進まないだろう。地方の土着勢力や半島内の悪党を厳しく弾圧し、法の尊厳を示すことが求められている。」¹¹³

つまり、話者は 4.3 事件と麗水順川事件¹¹⁴を指し、米国側の懸念によって援助が積極的

¹¹¹ 最初、討伐軍の責任者であった金益烈は、討伐に消極的であった理由で、朝鮮国防警備隊連隊長の職から解任された。その後、任命された朴珍景は、6週間にわたる無差別な逮捕作戦で約6,000人を逮捕したが、そのほとんどは武装隊の勧誘や警察および右翼団体の横暴を避けて山に逃げた一般住民や中山間地の住民であった。その結果、朴珍景の討伐作戦は、部下によって殺された。(済州平和財団『済州4・3平和祈念館常設展示館展示図録』図書出版カク(ユ)、2020年、151頁。)

¹¹² 「無許可通行禁止/済州宋堯讚連隊長布告」『朝鮮日報』1948年10月20日。

¹¹³ 国家記録院・国立済州博物館・大韓民国歴史博物館・済州大学校博物館・済州教育博物館「第12回国務会議録」『済州4・3アーカイブ特別展：記録となった痕跡』イディアート、2020年、137頁。

¹¹⁴ 1948年10月19日、麗水に駐屯していた第14連隊は、済州道への出動命令を受けると、同族同士の殺し合いに反対するとして派兵を拒否した。この過程で、第14連隊の兵士によ

に行われなかったという否定的状況を触れる。そして、これらの問題が解決すれば、援助が積極化するという肯定的な未来を示し、暴力的な鎮圧方法を正当化している。さらに、「～しなければならない」という義務的な表現を通じ、4.3 事件の関係者に対する「完全な根絶」や「厳しい弾圧」が道徳的に妥当かつ必要であることを強調している¹¹⁵。

③脅迫および威嚇

1949 年 3 月中旬になると、討伐軍の作戦により、武装隊は壊滅的な状態に至った¹¹⁶。その後、李承晩は済州道を訪れ、次のような演説をする¹¹⁷。

「(前略) 一日も早く済州の平和を建設することを願う。政府や米国人は常に済州に対して非常に心配しており、救護物資もまもなく供給するだろう。三千里の錦繡江山の中で一番良いところがここです。遊覧地もここだろう。しかし、残念ながら反動分子たちが他国の国旗を掲げ、また国を売り払おうとあらゆる手段を尽くしている。順天麗水事件の際にも学生たちが自分の両親兄弟を竹槍で刺して殺したことがあったが、外国人がこれを見てまるで幽霊や動物のようだと言った。(中略) まず済州道を完全な平和にした後、再び全羅道に行きながら粛清し、38 度線を粉砕して北朝鮮に進軍して樂園の政府を立てましよう。(後略)」¹¹⁸

上記の内容を見ると、話者は厳しく弾圧するよう命じた当事者でありながら、「平和」、「救護物資の供給」、「遊覧地」、「樂園」という核心的な価値や目標を掲げ、住民たちに自分自身が有能で尊敬される指導者としての必要な理想とビジョンを持っていることを示そうとした¹¹⁹。そして、これらの核心的な価値や目標を達成するために邪魔になる「反動分

る反乱が起こり、警察や右翼団体の 40 人余りが殺された。その 8 日後、第 14 連隊は討伐軍によって鎮圧されたが、協力者の摘発過程で数千人の民間人が虐殺された。国家記録院・国立済州博物館・大韓民国歴史博物館・済州大学校博物館・済州教育博物館「同族相残の済州出動反対」『済州 4・3 アーカイブ特別展：記録となった痕跡』イディアート、2020 年、168 頁。

¹¹⁵ 義務表現は、話者がある事柄を言及する際、それが道徳的または信念体系の面で妥当かつ必要であることを前提にしているため、聴者が話者の主張をより受け入れやすくする効果がある。(R. Blass, “Manipulation in the speeches and writings of Hitler and the NSDAP from a relevance theoretic point of view”, L. de Saussure & P. Schulz (Eds), *Manipulation and Ideologies in the Twentieth Century*, Amsterdam: John Benjamins, 2005, pp. 169-190.)

¹¹⁶ 国家記録院・国立済州博物館・大韓民国歴史博物館・済州大学校博物館・済州教育博物館「武装隊の解体」『済州 4・3 アーカイブ特別展：記録となった痕跡』イディアート、2020 年、214 頁。

¹¹⁷ 1993 年「4.3 被害調査 1 次報告書」によると、14,028 人の犠牲者の中で、討伐隊による被害は 9,674 人、武装隊による被害は 1,764 人あった。残りは自殺や不明者であった。

¹¹⁸ 「平和の楽土建設/李承晩大統領の済州での演説」『自由新聞』1949 年 4 月 12 日。

¹¹⁹ 正統性とは、国民が自らの合理的合意に基づいて、それぞれの国家権力や政権に自発的

子」が存在することを強調し、彼らを「幽霊や動物」という比喩的表現で、当然踏みつぶされるべき対象として認識させている¹²⁰。最後に、「～しましょう」という提案表現で、済州道の反動分子を整理し、北朝鮮に進軍して統一政府を樹立しようという「北進統一論」への参加を促している。

1950年6月25日、朝鮮戦争が勃発すると、李承晩は予備拘束という名目で全国の刑務所や済州道内の4つの警察署に収容されていた済州住民を虐殺した。そして、生き残った住民たちは自分自身と家族に押し付けられた「共産主義者」のレッテルを払拭するために海兵隊に志願して戦闘に参加するなど、生存型反共主義者にならざるを得なかった¹²¹。その理由は、1952年7月5日に李承晩が再び済州を訪問した際の演説を見るとわかる。

「済州道に来てみると、漢拏山の中には共産ゲリラたちがすべて掃討されていたが、まだ何人か残っていると言われている。彼らは現在も村人たちのつながりと助けを受けて命を繋いでおり、隙を見ては出てきてさまざまな悪行を働き、道民を苦しめているようである。この共産党の兵士を掃討するためには、道民全員が団結して協力し、ゲリラと連絡を取り、彼らを助ける者がいないようにしなければならない。」 (後略)¹²²

話者は「共産ゲリラ」という表現を使い、数年間にわたって漢拏山の中で抵抗を続けている数名の4.3武装隊が存在していることを問題視し、彼らが話者自身の提示した「平和」や「楽園」という核心的価値にとって妨げとなっていることを示唆している¹²³。同時に、話者自身が言う核心的価値を実現するためには住民たちも「共産ゲリラ」を掃討するために「団結して協力する」ことが必要であり、「～しなければならない」という義務の表現を用いて住民たちに服従を求めている。

に服従する状態を指す。その際に、国家権力や政権は、国民の自発的な服従を引き出すために積極的に要求し、約束し、自らを正当化するが、正統性はこれらの一連の過程を通して満たされる。(D. Beetham, *The Legitimation of Power*, London: Macmillan, 1991, pp. 16.)

¹²⁰ J. Chateris-Black, *Corpus Approaches to Critical Discourse Metaphor Analysis*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2004.

¹²¹ 討伐隊による焦土化作戦が進められる中、一般の済州住民は生き残るために「共産主義者もしくは暴徒」ではなく、韓国の純粋な国民であることを証明しなければならなかった。そのため、民保団や、郷土自衛隊への入隊、海兵隊への入隊、反共大会への動員などを通じて、反共主義国家の国民として生まれ変わらなければならなかった。(ヤンジョンシム(양정심)「済州4.3抗争とレッドコンプレックス」『史叢』63号、2006年、37～46頁。)さらに、1956年第三代大統領選挙において、李承晩の済州での得票率は、全国で最も高い88%に達していた。このように済州には、4.3事件と朝鮮戦争を経て、反共主義が強固に定着していった。

¹²² 「李承晩大統領の演説全文」『済州新報』1952年7月5日。

¹²³ T.A. van Dijk, “Critical discourses studies: a sociocognitive approach”, R. Wodak & M. Meyer (Eds), *Methods of Critical Discourse Analysis*, London: Sage, 2009.

④社会的合意

1957年9月21日、漢拏山禁足令は解除され、公式に4.3事件は終結した。なお、1958年11月、済州の観徳亭前では4.3事件関連の犠牲者のための追悼式が行われた。しかし、その対象は警察142名、軍人47名、右翼団体関係者335名に限定された。つまり、4.3事件関連の犠牲者の9割以上にあたる住民と遺族は、強固な反共主義体制の中で哀悼さえも完全に排除されたままであった。

(3) 小括

第二局面の沖縄と済州を見ると、沖縄の場合、「一括払い」は米民政の譲歩により、廃止されたものの、土地強制接収は維持され、軍用地面積は増加するばかりであった。そこで沖縄の住民は復帰協を結成し、「平和憲法の適用と人権擁護」を掲げて日本復帰運動を展開した。これに対し、米国は施政権返還に肯定的な反応を見せたが、米民政は沖縄の自治権は神話に過ぎないとして、日本復帰を一蹴した。これは外見的に民主化を標榜しながら米軍基地の永続化を推進した第一局面の立場と変わらなかった。このような状況で1965年米国のベトナム介入が本格化し、沖縄の日本復帰も急速に進められた。例えば日本政府は「沖縄問題閣僚協議会の設置」、「沖縄の法的地位に関する政府統一見解の発表」、「義務教育費援助の閣議決定」など、積極的に沖縄への援助を行った。しかし、日本政府が望んだ沖縄の施政権返還は、「米軍基地およびそれに伴う問題」を棚上げし、米軍の極東地域での役割に支障をきたさない範囲での返還を求めた。つまり、米国および日本の掲げる「平和」とは、沖縄に米軍基地を恒久的に維持するという前提条件があり、これは日本復帰後にも日本政府と住民との対立を予見することでもあった。

一方、済州の場合、1948年8月15日に米軍政の求めたどおり、韓国には親米反共主義政府が樹立された¹²⁴。これを証明するように、済州住民に対する弾圧は米軍政期より厳しくなり、住民は問題提起すらできない状況に追い込まれた。こうした中で、李承晩は「平和、楽園」という核心的価値と目標を掲げながら、住民には「北進統一論」に参加するよう脅した。つまり、李承晩の掲げる「平和」とは、「単独選挙・単独政府」を反対するあらゆる勢力の剔抉であったため、4.3事件で生き残った住民は徹底的な反共主義者にならな

¹²⁴ 1945年8月15日、解放直後の政治状況を主導した主要な政治家として、李承晩、金性洙、金九、呂運亨、朴憲永が挙げられる。彼らの政治的スペクトルは、「土地改革、親日協力者問題、信託統治、政府樹立の形態」という当時の主要争点に対する立場により、右派と左派に分類された。例えば、李承晩と金性洙は「有償没収および有償分配、親日協力者処罰反対、信託統治反対、38線以南のみの単独政府樹立」を主張し、右派に分類され、呂運亨と朴憲永は「無償没収および無償分配、親日協力者処罰賛成、信託統治賛成、統一政府」を支持したため、中道左派および左派に分類された。なお、金九は「国有化および有償分配、親日協力者処罰賛成、信託統治反対、統一政府」を掲げたため、中道右派に分類された。しかし、中道右派、中道左派、左派の象徴である金九、呂運亨、朴憲永は、米軍政期および政府樹立から朝鮮戦争前までに暗殺または追放された。この事実からもわかるように、初期の韓国政府は米国の保護の下で右派政治家たちが掌握した。

ればならず、犠牲者に対する哀悼すらもできなかった。

第二局面の両地域を見ると、沖縄は一貫した抵抗とベトナム戦争を契機に「日本復帰」を実現したが、「平和＝米軍基地の維持」という論理で従来の対立をそのまま抱えることとなった。それに比べて、済州は米軍政期よりも厳しい弾圧により住民の抵抗が完全に抑え込まれただけでなく、李承晩の「平和＝反共主義国家体制」という認識が朝鮮戦争を通してなおさら強固になり、住民は自らが反共主義者であることを証明しつつ、4.3 事件による被害事実も隠さなければならなかった。

6. 第三局面：近代化言説と脱冷戦期の沖縄と済州

(1) 沖縄

1972 年 5 月 15 日、沖縄返還が行われた。しかし、それは琉球政府と復帰協が要求した「即時無条件全面返還」ではなく、日米同盟の再編の下で沖縄の米軍基地を温存することを前提とするものであった。こうして復帰の日の朝、与儀公園では復帰協の主催で「軍用地契約拒否、基地撤去、安保廃棄、沖縄処分への抗議、自衛隊配備反対」を叫びながら、5.15 県民総決起大会が開催された。この雰囲気は 1972 年 6 月 25 日、日本復帰直後に実施された県知事と県議会の選挙で革新系の圧倒的な勝利に繋がった¹²⁵。

こうして日本政府は沖縄開発庁を設置し、沖縄振興開発計画を推進した¹²⁶。これは「復帰 3 大事業」と呼ばれる植樹祭、若夏国体、海洋博に必要なインフラの整備につながり、1971 年から 1981 年まで沖縄を訪れた観光客数は約 20 万人から 247 万人に急増した。なお、この観光業の発展により、1972 年には沖縄経済の 15.5% を占めていた「基地関連収入」は

¹²⁵ 革新系候補の屋良朝苗が 7 万 3,000 票余りの圧倒的な差で当選し、現議会も革新系が過半数の席を占めた。

¹²⁶ その過程において、以下のように沖縄住民との立場の違いが浮き彫りになった。

「この計画の目標は、(中略) 本土との格差、産業経済構造、生活・社会環境等の不健全性を早急に是正し、軍事基地の撤去を推進させ、経済の自立発展の基礎条件を整備することによって、基地依存経済から自立経済への移行を実現し、もって全県民が平和で明るい豊かな生活を享受でき、かつ、人間性豊かで香り高い文化の創造をめざす福祉社会を実現することにある。」(櫻澤誠『沖縄現代史』中公新書、182 頁。)

「この計画においては、沖縄の各面にわたる本土との格差を早急に是正し、全域にわたって国民的標準を確保するとともに、そのすぐれた地域特性を生かすことによって、自立的発展の基礎条件を整備し、平和で明るい豊かな沖縄県を実現することを目標とする。」

(『第一次沖縄振興開発計画』)

https://www.ogb.go.jp/-/media/Files/OGB/Soumu/sinkou/shinkou-kaihatu/dailji_shinkou.pdf (2025 年 2 月 1 日検索)

例えば、第一段落は沖縄側が作成した沖縄振興開発計画の草案である。その内容からわかるように、「本土との格差解消」、「軍事基地撤去」、「基地依存経済脱却」、「福祉社会の実現」など、沖縄住民が望む肯定的な価値や目標を提示することを通じて、「経済問題と基地問題の同時解決」が、まさに日本政府が住民のために存在していることを示そうとした。第二段落の最終版は、「基地問題」についての言及はなく、経済問題のみが抽象的に扱われている。

1990年には4.9%に減少した。

しかし、それによって基地問題が緩和されるわけではなかった。復帰当時、2万7,850ヘクタールだった基地面積は1990年代に入ると2万3,600ヘクタールに約15%が減少したものの、「関東計画」によって本土内の米軍基地が59%が削減されたことを鑑みると、沖縄内の米軍基地の集中度は以前よりも深刻になっていた。

①画期的事件

このような状況の中で、1989年11月、ベルリンの壁が崩壊し、12月にはブッシュ米大統領とゴルバチョフソ連書記長が地中海のマルタ島で冷戦の終結を宣言した。これにより沖縄の住民たちは米軍基地縮小に対する期待が高まり、1990年11月の沖縄県知事選挙では、革新陣営の大田昌秀が自民党推薦現職知事の西銘順二を破って当選した。大田知事はすぐに「基地のない沖縄」を掲げ、日米両政府も基地縮小に取り掛かった¹²⁷。しかし、日本政府は東アジアでは冷戦が終わっていないという認識を有し、米軍基地の必要性を認めていたため、米軍基地縮小は限られたものにとどまった。これは第二次大戦後から「反共および安保」を口実に行われた「米軍基地の永続化」もしくは「平和＝米軍基地の永続化」という論理に対する住民側の問題意識を一層強める結果をもたらした。その一例が沖縄平和運動センターの設立である¹²⁸。

「(前略) 私たちは、沖縄戦、米軍の植民地支配などの歴史的体験はもとより、全国で、もっとも基地が集中する沖縄の状況を見れば、その主要課題である平和運動をいささかも後退させることなく強化発展させる立場から、平和のための運動体として沖縄平和運動センターの設立を進めております。世界的には、東西の冷戦が解消されたとはいえ、また、日本に平和憲法があるとしても、たえず平和を脅かす勢力が存在しています。私たちは、平和を守るために、これらの勢力と常に対決をしてきましたし、今後とも平和を脅かすことについては一歩たりとも譲ることなく、身体を張って闘っていかねばなりません。(中略) これまで護憲反安保県民会議と原水協が長い間、闘ってきた反基地・反安保・反自衛隊闘争や反核・原水禁、被爆者救援の運動等の輝かしい実績と自信・誇りを平和センター

¹²⁷ 1990年6月には北部訓練場や嘉手納弾薬庫のそれぞれ一部返還、1992年5月にはキャンプ・帆船の都市型訓練施設撤去や北部訓練場の一部返還を合意する。その結果、1989年～1995年の間に、沖縄の米軍は約30,000人から約27,000人へ、米軍基地面積は25,026haから24,447.3haへと縮小された。野添文彬『沖縄米軍基地全史』吉川弘文館、2020年、145頁。

¹²⁸ 1990年代初頭以降、東アジア市民社会において脱冷戦の流れが顕著になり、これが平和や人権をテーマにした市民社会の国際会議を可能にした。(ジョングンシク(정근식)「東アジア冷戦の島における平和思想と連帯」『アジアレビュー』第5巻2号、2016年、224頁。)例えば、沖縄では1993年に約23の団体が集まり、人権と平和を核的価値とする沖縄平和運動センターが発足し、済州では4.3特別法制定に向けた長期的な沈黙の壁が解体し始めた。

に再結集し、新しい平和運動の潮流の中で継承発展させていかねばなりません。（後略）」¹²⁹

上記の内容を見ると、話者は「沖縄戦」、「米軍の植民地支配」、「米軍基地の集中」などの否定的な状況を挙げ、そのすべての反対的な価値である「平和」運動の拠点となる沖縄平和センターを設立する動機を述べている¹³⁰。そして、ベルリンの壁の崩壊や日本の平和憲法という肯定的な状況を提示しながら、「～でも」という表現で続く従属節において「平和を脅かす勢力」を挙げ、これらが平和という価値の実現と共存できないことを主張している¹³¹。同時に、「～しなければならない」という義務的表現を使い、平和を脅かす勢力に対して退かずに戦い、過去の反基地、反安保、反自衛隊闘争を継承すべきことを明示している。

②問題提起

このように沖縄住民の「反基地」意識が高まっていた頃に、北朝鮮の核開発疑惑（1993～1994）を口実に、1995年2月に米国防省のジョセフ・ナイ次官補が「東アジア戦略報告」を発表した。これは東アジア地域において、米軍は地域発展に必要な酸素であるため、10万人規模を維持するのを骨子としたものである。

このような状況で1995年9月4日に沖縄米兵少女暴行事件が発生した。この事件は、「反基地」意識の高潮、過去の由美子ちゃん事件に対する住民の既視感、および実行犯である3人が引き渡されなかった日米地位協定の取り決め¹³²に対する反感が絡み合い、米軍基地の縮小・撤廃要求を求める島ぐるみ闘争へと繋がった。1995年9月19日に発表された沖縄県議会の決議文には、次のような内容が書かれている。

¹²⁹ 沖縄平和運動センター「沖縄平和運動センター設立趣意書」

<http://peace-okinawa.net/htmlfiles/setsuritsu/setsuritsu.html>（2025年2月1日検索）

¹³⁰ バンダイク（van Dijk）によると、宣言文および演説文の構造を次の四つに分けられる。例えば、「動機/背景」を全体的に提示し、「問題点」を指摘する。なお、その問題に直面した話者たちの「意志、態度、立場」を表明し、最後にそれを「解決するための方法を提案」しながら、政府に実施を要求するものである。（T.A. van Dijk, *News as Discourse: Case Studies of International and National News in the Press*, Hillsdale, NJ: Erlbaum, 1988.）

¹³¹ 一般的に問題を提示する際、話者は自分たちが特定の政治的行動を取る理由を説得させるためにさまざまな修辞構造を用いる。特にここで見られるのは「因果関係」であり、ある事柄がどのような悪い結果を引き起こすかを強調する。（W. Mann & S. Thompson, “Rhetorical structure theory: toward a functional theory of text organization”, *Text*, Vol. 8(3), p. 243-281.）

¹³² 「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。」『日米地位協定』1960年1月19日。<https://worldjpn.net/documents/texts/docs/19600119.T5J.html>（2025年4月6日検索）

「(前略) 本県議会は、県民の生命・財産と人権を守る立場から、米軍人による女子小学生暴行傷害事件に対し嚴重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要求する。 i. 被疑者の身柄を直ちに日本側に引き渡すこと。 ii. 米軍人の綱紀を肅正し、米軍人・軍属による犯罪を根絶すること。 iii. 被害者に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと。 iv. 日米地位協定を早急に改正すると同時に、基地の整理縮小を促進すること。(後略)」

話者は「嚴重に抗議する」という強くて明示的な意味を持つ動詞を使用することで、米軍基地および米軍駐留の必要性を否定していることを示している¹³³。特に問題解決のための4つの要求事項を見ると、「要求する」「引き渡す」「根絶する」「改正する」「促進する」という動詞とともに、「強く」「早急に」という副詞も使われている。これは低い地位の話者が高い地位の聴者に命令形で要求事項を提示し、話者が日米政府との新しい関係を求めることである¹³⁴。

さらに、10月21日には、県議会、経営者協会、連合沖縄、青年団体協議会など約300の団体が実行委員会に名を連ねた「沖縄県民総決起」が開催された。当時、普天間高校3年生中村清子さんによる演説を見ると、米軍基地に対する住民の感情がよく表れている。

「(前略) 加害者の米兵が罪に相当する罰を受けていないことには、本当に腹が立ちます。 米軍内に拘束されているはずの容疑者が、米国に逃亡してしまいうこともありました。 そんなことがあるから今、沖縄の人々が日米地位協定に反発するのは当然だと思います。 それにこの事件の容疑者のような動物にも劣る行為をする人間をつくりだしてしまったのは、沖縄に存在するフェンスの中の人々、軍事基地内の人々すべての責任だと思います。(後略)」

まず、話者は沖縄米兵少女暴行事件について「腹が立つ」という感情を引き起こす言葉で評価し、この事件の非道徳性を強く暗示している¹³⁵。さらに、犯罪容疑者が拘束中に米

¹³³ バンダイク (van Dijk) によると、宣言文および演説文の構造を次の四つに分けられる。例えば、「動機/背景」を全体的に提示し、「問題点」を指摘する。なお、その問題に直面した話者たちの「意志、態度、立場」を表明し、最後にそれを「解決するための方法を提案」しながら、政府に実施を要求するものである。(T.A. van Dijk, *News as Discourse: Case Studies of International and National News in the Press*, Hillsdale, NJ: Erlbaum, 1988.)

¹³⁴ *Ibid.*, 1988.

¹³⁵ Martin は評価を、「喜びや悲しみなどの感情的な反応を指す影響」、「行為の道徳的な側面を問う判断」、及び「記号的テキストや自然現象の特質を描写する感想」によって構成されるとみなす。(J.R. Martin, “Grace: The logogenesis of freedom”, *Discourse Studies*, Vol. 1, 1999, p. 145.)

国に逃げた過去の事例を挙げ、現在の沖縄住民が日米地位協定に抗議する「根拠」を示している¹³⁶。そして、「動物にも劣る行為」という隠喩的表現を使って、この事件を人倫を踏み越えた行為として敵対的に表わし、その原因として「フェンスの中の人々＝米軍基地」を指摘している。

③シンボル捏造

「沖縄米兵少女暴行事件」に端を発した島ぐるみ闘争は、日米両国政府に基地返還問題を新たに検討させるきっかけを設け、1996年4月17日に両首脳は「日米安全保障共同宣言：21世紀に向けた同盟」を発表した。しかし、共同宣言の内容を見ると、住民の要求に応えたとは言えない¹³⁷。

「(前略) 両首脳は、また、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるため、一層努力を払うことで意見が一致した。特に、米軍の施設及び区域が高度に集中している沖縄について、総理大臣と大統領は、日米安保条約の目的との調和を図りつつ、米軍の施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する決意を再確認した。このような観点から、両首脳は、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)を通じてこれまで得られた重要な進展に満足の色を表するとともに、1996年4月15日のSACO中間報告で示された広範な措置を歓迎した。両首脳は、1996年11月までに、SACOの作業を成功裡に結実させるとの確固たるコミットメントを表明した。(中略) ii. 米軍の活動に対する日本の支援 (イ) 施設の使用。日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。(ロ) 後方地域支援。日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。(後略)」¹³⁸

上記の内容を見ると、「両首脳」および「総理大臣と大統領」の後に主題表示の助詞「は」を用い、「一致した」、「再確認した」、「歓迎した」、「表明した」という典型的な他動詞を使用することで、「両首脳」および「総理大臣と大統領」に「行為者」という意味的役割が与えられていることがわかる。これは、別の言い方をすれば、「基地問題および沖縄米兵少女暴行事件」に関連して、否定的に評価されうる「両首脳」および「総理大臣

¹³⁶ 話者は、自らの主張に対する確実性と信頼性を高めるために、断言的な語彙を用いる。Chafe と Nichols はその言語的資質を根拠性(evidentiality)という。(W.Chafe and J.Nichols eds, *Evidentiality: The Linguistic Coding of Epistemology*, Norwood: Ablex, 1986.)

¹³⁷ カンギョンジャ (강경자) 「普天間基地の問題をめぐる平和運動の規範的考察」『日本研究』35号、2015年、447頁。

¹³⁸ 「日米安全保障共同宣言 (21世紀に向けての同盟)」

<https://worldjpn.net/documents/texts/docs/19960417.D1J.html> (2025年2月1日検索)

と大統領」の要因を排除することでもあった¹³⁹。

④対案形成

これに対して、沖縄県では1996年9月8日に「日米地位協定の見直しおよび基地の整理縮小」に関する住民投票を実施した。投票率は59.3%で、その中で賛成が89.09%に達した¹⁴⁰。そして、日本政府も沖縄県民の負担を可能な限り軽減し、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて努力し、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」と「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」が設けられた¹⁴¹。その中で、「普天間飛行場の返還」を掲げられたが、この飛行場が「軍事的に重要な機能を担ってきた」ことを理由に、今後、代替施設が整備されるまで、日本と沖縄住民の協力を求める中間報告書が発表された¹⁴²。

しかし、1997年4月3日に日本政府は米軍駐留の正当性確保、米軍と自衛隊の軍事的役割と範囲の拡大・強化¹⁴³、および米軍が施設使用やさまざまな活動を効果的に実施できるようにするため¹⁴⁴、「駐留軍用地特別措置法改正案」を閣議決定した。

このように、沖縄米軍基地問題が住民の意思とは違う方向へ処理されていく中で、2004年8月13日、普天間基地に隣接する沖縄国際大学に米軍のヘリコプターが墜落する事故が発生した。この事件は、住民たちが「普天間飛行場の早期返還だけでなく、沖縄県内の移転計画の見直し」を強く要求する引き金となった。

「(前略) 県民の生命とくらしを守るため、普天間飛行場を一刻も早く全面返還することしかないことを、あらためて宣言する。さらに今回の事故に際し、武装海兵隊員が市街地や大学構内に流れ込み、何の根拠もなしに、立ち入り制限、交通規制、報道管制を強いたことに強く抗議する。まさに有事体制が何なのかを想起させる事態に、新たな恐怖を覚えるものである。沖縄県警は、毅然とした態度で米軍の事故隠蔽とも思える処理に、厳しく対処し、自らの責任で事故の全容を解明し、県民に明らかにすべきである。県民の生命

¹³⁹ R. Tomlin, L. Forrest, M. Pu & M. Kim, “Discourse semantics”, T. A. van Dijk (Ed.), *Discourse Studies: A Multidisciplinary Introduction*, London: Sage, 2011, pp. 37~63.

¹⁴⁰ 野添文彬『沖縄米軍基地全史』吉川弘文館、2020年、151頁。

¹⁴¹ 『SACO 設置などの経緯』

https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/saco_final/keii.html (2025年2月1日検索)

¹⁴² その後、SACOは普天間飛行場の代替施設を県内の東海岸沿いに建設することを確定した。『SACO最終報告』<http://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/hutenma.html> (2025年2月1日検索)；「日米安全保障共同宣言(21世紀に向けての同盟)」

<https://worldjpn.net/documents/texts/docs/19960417.D1J.html> (2025年2月1日検索)

¹⁴³ カンギョンジャ(강경자)「普天間基地の問題をめぐる平和運動の規範的考察」『日本研究』35号、2015年、448頁。

¹⁴⁴ 「新たな日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)」

<https://worldjpn.net/documents/texts/docs/19970923.01J.html> (2025年2月1日検索)

を常に脅かす危険な基地は沖縄のどこにもいない。 (後略)」¹⁴⁵

上記の内容を見ると、話者は「生命と暮らしを守る」ために抗議デモを行ったことであり、その問題を「普天間飛行場の早期返還」に限定していると述べている。この戦略は、普天間飛行場の問題がそれほど深刻であることを暗示し、問題そのものを際立たせる効果を持っている¹⁴⁶。なお、「さらに」という接続詞を使って、ヘリコプター墜落事故よりも深刻であると判断される「米海兵隊による事後処理」については、施政権が返還された現時点でも主権侵害に相当する問題が生じていると指摘する。同時に、終結語尾「〜べきである」を通じて、米海兵隊によって隠蔽されていた事件の全貌を住民に明示するよう要求している¹⁴⁷。

⑤社会的合意

しかし、日米両国は沖縄住民の要求を無視したまま、2006年5月1日に「普天間飛行場の代替施設を辺野古キャンプ・シュワブ区域に設置するため、2014年までにキャンプ・シュワブの施設及び隣接する海域の再編成が必要である」という米軍再編実施のための日米ロードマップに合意した¹⁴⁸。さらに、2007年2月16日、米国は「過去と同様に、日米同盟はアジアの未来を継続的に形成し、世界秩序の維持に決定的な役割を果たすであろう」と述べ、以前よりも強力に日本の安全保障役割を要求した¹⁴⁹。

このような状況の中で、2009年9月16日に自民党から民主党への政権交代が行われた。当時、鳩山内閣は「普天間基地の県外移設または国外移設」を掲げるなど、一時的に住民の期待感を高めた。しかし、米国は再検討不可の方針を示し、それに対する妥協案として、

¹⁴⁵ 沖縄平和運動センター「米軍ヘリ墜落事故に対する抗議決議」

http://peace-okinawa.net/htmlfiles/statement/papers/2004_0816.html (2025年2月1日検索)

¹⁴⁶ バンダイク (van Dijk) によると、宣言文および演説文の構造を次の四つに分けられる。例えば、「動機/背景」を全体的に提示し、「問題点」を指摘する。なお、その問題に直面した話者たちの「意志、態度、立場」を表明し、最後にそれを「解決するための方法を提案」しながら、政府に実施を要求するものである。(T. A. van Dijk, *News as Discourse: Case Studies of International and National News in the Press*, Hillsdale, NJ: Erlbaum, 1988.)

¹⁴⁷ 義務表現は、話者がある事柄を言及する際、それが道徳的または信念体系の面で妥当かつ必要であることを前提にしているため、聴者が話者の主張をより受け入れやすくする効果がある。(R. Blass, “Manipulation in the speeches and writings of Hitler and the NSDAP from a relevance theoretic point of view”, L. de Saussure & P. Schulz (Eds), *Manipulation and Ideologies in the Twentieth Century*, Amsterdam: John Benjamins, 2005, pp. 169-190.)

¹⁴⁸ 「再編実施のための日米のロードマップ」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_aso/ubl_06/2plus2_map.html (2025年2月1日検索)

¹⁴⁹ 「第2次アミティジー・ナイレポート」

岡田克也外相も嘉手納基地への「統合案」を提案した。これにより、2009年11月8日に「辺野古への新基地建設と県内移設に反対する県民大会」が行われた。その後も反基地運動は相次ぎ、2010年4月25日には「米軍普天間飛行場の早期閉鎖返還と、県内移設に反対し、国外・県外移設を求める県民大会」が開催され、「普天間即時閉鎖、新基地建設阻止、鳩山政権打倒」を掲げ、基地問題に対する従来までの憤怒を露わにした¹⁵⁰。

結局、2010年5月28日、SCC（日米安全保障協議委員会）は、従来の合意通り、普天間基地を名護市辺野古にある米軍基地キャンプ・シュワブに移転することを決定した。ただし、海を埋め立てずに杭を打つ方式で滑走路を建設し、普天間のヘリコプター部隊の一部を鹿児島県徳之島に分散移転することになった¹⁵¹。そして、鳩山内閣に続く菅直人首相は、2011年6月に日米安全保障協議委員会で、できるだけ早い時期に普天間基地を辺野古に移転することに合意した。しかし、未だに普天間基地移転は進捗せず、依然として米軍基地問題は、日本政府と住民との間で対立の種となっている。

(2) 済州

1960年4.19革命により李承晩政権が退かれ、民主党政権の下で「4.3事件真相究明」が進められた。しかし、翌年5月16日、朴正熙を中心とした軍部が「反共主義国家の確立・祖国近代化」を掲げてクーデターに成功すると、4.3事件の真相究明を求める済州大学の学生や地域の有力者、新聞社の幹部たちを逮捕した。同時に「道路、水道、電気、交通網の整備」などのインフラ開発にも取りかかった¹⁵²。

済州に対する軍部の二重的な態度は、1961年9月15日、当時の国家再建最高会議議長であった朴正熙の演説にも明確に現れている。

「(前略) 5・16以後、革命政府が目指している行政刷新と経済再建に関する政策の実行において、地方の実情を直接見て、国民の意見を政府の施策に反映させるために、このように済州道を訪れることになりました。道民の皆様が一丸となって革命の課題を達成するために全力を尽くしていることに、深く感謝申し上げます。済州道は本土から遠く離れ、これまで中央政府があまり関心を持っていなかったため、開発施策も鈍かったのが実情です。しかし、済州道は開発の可能性が非常に多い場所であるため、革命政府は開発の方向性を観光、漁業、畜産の振興に置き、政策的な支援を行います。(中略) 悪天候でも済州海

¹⁵⁰ 当日には、約10キロの渋滞で会場に到着できなかった約1万人を含め、計9万人が集結した。

¹⁵¹ カンギョンジャ (강경자) 「普天間基地の問題をめぐる平和運動の規範的考察」『日本研究』35号、2015年、451～452頁。

¹⁵² 当時、警察は4.3事件の犠牲者を追悼するために安徳面に建てられていた「百祖一孫之地」を壊した。クーデター勢力の中には4.3事件の鎮圧を指揮していた宋堯讚もいたため、当然、済州4.3真相究明に関する議論は不可能であった。

峽を容易に往来できる大型客船が必要です。」¹⁵³

話者は、指導者としての肯定的な自己イメージを示し、住民の心をつかもうとしている。クーデターによって政権を掌握した事実を「革命」として装い、「行政刷新、経済再建において国民の意見を政府の施策に反映させる」との意志を明らかにする。そして、本土から離れた済州道について適切な開発政策がなかったという否定的な過去を言及し、済州道に「観光、漁業、畜産」産業を興すことで、自らの政治的ビジョンを示し、過去の政権との違いを強調しながら、自身の政治的正統性を確保しようとした。このような話者の考えに基づいた開発政策は、その後、約 30 年間にわたって済州道を観光都市へと変貌させた。

①画期的事件

「反共主義国家の確立と祖国近代化」というスローガンの下で、済州道の住民は約 30 年間にわたり 4.3 事件について沈黙せざるを得なかった。しかし、「87 年民主化」を契機として、遺族たちには公式に証言できる空間が開かれた¹⁵⁴。特に 1988 年 12 月第 13 代大統領選挙においては、金大中候補が「4.3 事件真相究明」を公約としても掲げたのである¹⁵⁵。このように「87 年民主化」や冷戦終結を経て、以前までタブー視されていた 4.3 事件に対する議論が活発になった。しかし、長い沈黙期は「4.3 事件」についての済州道民の捉え方を「暴動 対 抗争」に両分させていた。ちなみに「暴動」は武装隊によって犠牲になった警察官、軍人、右翼青年団出身者やその遺族による捉え方であり¹⁵⁶、「抗争」は討伐隊によって犠牲になった住民の立場であった。つまり、長い沈黙期を経た後の「4.3 事件真相究明」は、「韓国政府（加害者）」と「住民（被害者）」との解決の前に、住民同士での

¹⁵³ 「朴正熙議長の済州訪問」

<https://blog.naver.com/donghlee1001/222355646242> (2025 年 2 月 1 日検索)

¹⁵⁴ 1961 年 5.16 軍事クーデターから「87 年の民主化」に至るまで、4.3 事件に関する韓国内の有意義な問題提起は、玄基栄の小説『順伊おばさん (1978 年)』である。玄基栄は小説を通じて、4.3 事件の惨状と傷跡を暴露したが、すぐに中央情報部に連行された。しかし、彼の作品をきっかけとして、済州では興士団大学生アカデミーや民族サークルを通じて社会思想を学んだ学生たちや在京済州出身者たちが、済州とソウルの各地で秘密裏に読書会や 4.3 追悼会を開くようになった。この流れの中で、1986 年 3 月には、李山河が社会科学専門の不定期刊行物『緑豆書評』1 集に 4.3 事件を扱った 1300 行に及ぶ長編詩『漢拏山』を発表した。李山河も国家保安法違反の容疑で逮捕されたが、彼の長編詩は、米国と軍部政権によって徹底に隠蔽されてきた 4.3 事件の生々しい真実を告発し、当時の民主化の熱気に包まれた本土の人々にも 4.3 事件を知らせる役割を果たした。

¹⁵⁵ 「済州道民は 4.3 の悲劇を経験した。私も左翼弾圧の被害者である。私が政権を握れば、共産党員にされてしまった事件の真相を明らかにし、恨みを晴らしてあげる。」（「金大中：第 13 代大統領選挙の済州演説」1987 年 11 月 30 日。）

¹⁵⁶ 西北青年団の一部は、何の経済的基盤もなかった済州において財産を築き、市場を中心に商業権を掌握した。つまり、彼らは「共産主義者」と脅かして住民の財産を奪い、軍と警察の名で商売をして利益を得た。または、裕福な家の女性との強制結婚を通じて済州に定住した。（ヤンジョンシム（양정심）「済州 4.3 抗争とレッドコンプレックス」『史叢』63 号、2006 年、52 頁）

和解を先決しなければならなかったのである。

②問題提起

「4.3 事件」に対する議論が活発になると、先に問題提起をしたのが「4.3 事件」を「暴動」と捉える住民側であった。彼らは1988年に「4.3 反共遺族会」を結成した後、1990年11月21日には反共の文言を削除し、「済州道 4.3 事件民間人犠牲者遺族会（以下、民間人犠牲者遺族会）」に改名して組織強化大会を行った。以下は、当時の宣言文である。

「民主化の熱気に乗じて、一部の無知な世代は 4.3 事件を歪曲し、建国の混乱期に乗じた赤化（共産化）を目指す南朝鮮労働党の暴動指令によって、善良な済州道民の犠牲を強要し、人民共和国を建設しようとするいわゆる人民抗争とし、圧政に抗議して自然に発生した反政府運動、すなわち民衆抗争としてごまかしている現状です。そのため、1万2千人余りの遺族や50万人の道民は、深い悔しさを禁じ得なかったのです。私たち遺族は、忘却と無関心によって道民を惑わし、社会の混乱を増大させ、亡き人たちを辱める現実を見過ごすことができず、1988年10月に共匪によって犠牲になった一部の遺族たちとともに民間人の反共遺族会を結成するに至ったのです。」¹⁵⁷

上記の内容では、話者は「無知な世代」や「ごまかす」という表現を使って、民主化以降、4.3 事件の真相究明を要求する人々の主張が非合理的であることを強調している。同時に、「善良な済州道民の犠牲を強要した」という道徳的評価で4.3 事件の誤りを指摘し¹⁵⁸、自分の主張が済州道の住民全体の賛同を得ているかのように述べている¹⁵⁹。最後に、前述の「無知な世代」による4.3 事件についての「ごまかし」が社会の混乱を引き起こし、それゆえに「民間人犠牲者遺族会」を結成せざるを得なかったという不可避性を強調している¹⁶⁰。

¹⁵⁷ 「（済州 4.3、72 周年企画）4.3 被害の回復弾力性（3）済州 4.3 関連の社会変化と回復弾力性②」<http://www.jejusori.net/news/articleView.html?idxno=310536>（2025年2月1日検索）

¹⁵⁸ バンリウエン（van Leeuwen）は、有用性、効用性、および妥当性の有無を見て、ある社会的行為に対する合理性（rationalization）が与えられるという。本稿では、それらの点を問題視する抵抗勢力の言説を非合法化という。（T.van Leeuwen, “Legitimation in discourse and communication”, *Discourse & Communication*, Vol.1(1), 2007, p.92）

¹⁵⁹ グライス(Grice)が言う「質の格率」は、会話の原則として、相手に真実を述べ、虚偽の情報を避け、不確かな情報については明確にしようとすることを意味する。この格率は会話の信頼性を高める役割を果たす。しかし、必ずしも格率の違反が低い信頼性につながるとは限らない。例えば、国家権力や政権が自分に有利な結果を引き出すために物事を誇張することもある。（H.P.Grice, “Logic and conversation”, P.Cole & J.L.Morgan(Eds), *Syntax and Semantics*, New York: Academic Press, 1975, pp.44-58.）

¹⁶⁰ バンダイク（van Dijk）によると、宣言文および演説文の構造を次の四つに分けられる。例えば、「動機/背景」を全体的に提示し、「問題点」を指摘する。なお、その問題に直面した話者たちの「意志、態度、立場」を表明し、最後にそれを「解決するための方法

一方で、「抗争」と主張する住民側は1989年4月3日、済州道内の11の市民社会団体とともに「4.3 追悼および真相究明を促す大会」を開催した。そして、「4.3 真相究明のために」というタイトルで、以下の討論会も設けられた。

「ゴチャンフン：(前略) 共産主義者の参加という根拠がどこにあると言うのでしょうか? (中略) 左右が対立し、軍政と戦う点もありますが、この時期の死者のほとんどは良民であり、それも抗争が終わった後に起きたのです。なお、その形態も村ごとの集団虐殺だったということを我々は十分に注視しなければならないと考えます。(中略) ガンチャンイル：(中略) 祖国の植民地化と分断に対して戦ってきた民衆の抗争です。(中略) キムヨンヘ：真相究明の方法は、やはり、住民の合意を通じて、お互いの対立や報復がない和解の次元で真相究明をしなければならないと考えています。(中略) キムミョンシク：済州道の人々が 40年間言うことができず、言ったとしても恐れと不安のためにまた口を閉ざしてしまうこのような環境をきれいに清掃してしまえば、和解しろと言わなくても和解し、恐れがなくなれば、私たちが真相究明をしなくてもみんなが話すと思います。(中略)」

161

まず、話者は自分の主張する命題の確実性と信頼性を高めるために、4.3 事件当時の犠牲者が殺された時期と方法について言及している¹⁶²。同時に、4.3 事件を「植民地化と分断に戦ってきた民衆の抗争」と評価する。これは話者自身が所属する共同体の価値体系を反映し、話者と聴衆との関係を形成かつ維持する役割を果たしている¹⁶³。最後に、「～しなければならない」という義務的な文末表現を用いて、真相究明の方法として「住民の合意、対立や報復のない和解」を挙げ、これを実現するためには、住民が4.3 事件について自由に語れる恐怖の雰囲気払拭することを提案している¹⁶⁴。

を提案」しながら、政府に実施を要求するものである。(T. A. van Dijk, *News as Discourse: Case Studies of International and National News in the Press*, Hillsdale, NJ: Erlbaum, 1988.)

¹⁶¹ 「1989年 第41回 4.3 追悼討論会：4.3 真相究明のために」
<https://smilewith.tistory.com/3270> (2025年2月1日検索)

¹⁶² 話者は、自らの主張に対する確実性と信頼性を高めるために、断言的な語彙を用いる。Chafe と Nichols はその言語的資質を根拠性(evidentiality)という。(W. Chafe and J. Nichols eds, *Evidentiality: The Linguistic Coding of Epistemology*, Norwood: Ablex, 1986.)

¹⁶³ Martin は評価を、「喜びや悲しみなどの感情的な反応を指す影響」、「行為の道徳的な側面を問う判断」、及び「記号的テキストや自然現象の特質を描写する感想」によって構成されるとみなす。(J. R. Martin, “Grace: The logogenesis of freedom”, *Discourse Studies*, Vol. 1, 1999, p. 145.)

¹⁶⁴ 義務表現は、話者がある事柄を言及する際、それが道徳的または信念体系の面で妥当かつ必要であることを前提にしているため、聴者が話者の主張をより受け入れやすくする効果がある。(R. Blass, “Manipulation in the speeches and writings of Hitler and the

③対案形成

このように、民間人犠牲者遺族会（暴動）と11の市民社会団体（抗争）は、それぞれの立場に基づいて活動を行い、4.3事件の慰霊祭や記念行事も別々に催された。しかし、両勢力の立場は1993年に入ると、以下の宣言文のように「住民の和解、住民の名誉回復」という方向に収束し始めた。

「これは、住民の切実な願いであり希望である合同慰霊祭を、大和解の観点から実現させ、各界の人々が一つになり、無実な犠牲になった方々の魂を全住民で慰めることを今回の行事の主な目的としています。今後もこの大義を着実に続け、住民の和解の基盤を築き、私たちは4.3事件の真相究明という住民の長年の願いが実を結ぶよう、献身的に努力していく所存です。」¹⁶⁵

上記の内容を見ると、話者は「大和解」や「各界の人々が一つになる」など、住民たちが本能的に望む肯定的な価値を掲げて、45周年四月祭共同準備委員会の目標を示した¹⁶⁶。また同時に、この「和解の基盤」の上に4.3事件の真相を究明するという意志を表明し、住民たちの信頼を得ようとした¹⁶⁷。

これに応じて、済州道議会は4.3特別委員会を設置した。そして、2年間にわたる邑・面ごとの被害実態調査の結果、「4.3被害調査1次報告書」が発刊された。公開された犠牲者名簿は14,125人で、そのうち9,674人が軍・警察・右翼青年団によって虐殺されたことが明らかになった¹⁶⁸。

NSDAP from a relevance theoretic point of view”, L.de Saussure & P.Schulz(Eds), *Manipulation and Ideologies in the Twentieth Century*, Amsterdam: John Benjamins, 2005, pp. 169-190.) ; バンダイク (van Dijk) によると、宣言文および演説文の構造を次の四つに分けられる。例えば、「動機/背景」を全体的に提示し、「問題点」を指摘する。なお、その問題に直面した話者たちの「意志、態度、立場」を表明し、最後にそれを「解決するための方法を提案」しながら、政府に実施を要求するものである。

(T.A. van Dijk, *News as Discourse: Case Studies of International and National News in the Press*, Hillsdale, NJ: Erlbaum, 1988.)

¹⁶⁵ 45周年4月祭共準委員会「結成宣言文」

¹⁶⁶ 正統性とは、国民が自らの合理的合意に基づいて、それぞれの国家権力や政権に自発的に服従する状態を指す。その際に、国家権力や政権は、国民の自発的な服従を引き出すために積極的に要求し、約束し、自らを正当化するが、正統性はこれらの一連の過程を通して満たされる。(D.Beetham, *The Legitimation of Power*, London: Macmillan, 1991, pp. 16.)

¹⁶⁷ サール (Searle) の約束することの適正条件 (felicity condition) を見ると、ある者が権力を獲得していく過程において、国民の信頼を得るために、そのすべてが国家と国民の利益のためであると標榜するという。(J.Searle, *Speech Act*, Cambridge: Cambridge University Press, 1969.)

¹⁶⁸ この結果は、「暴動」という言説がどれほど誇張されていたかがわかる。

「4.3の解決は行き先が遠い！11代済州道議会、4.3特委の構成」

結局、4.3 事件を巡る「暴動」と「抗争」という対立を抱えていた住民たちは、「無実犠牲になった住民・良民虐殺」に焦点を当て、「全住民で慰めること」を目指して、共同慰霊祭を行うことになった。そして、両勢力はそれぞれ 3 人ずつ代表を選出し、すべての行事を企画・推進する慰霊祭委員会を立ち上げ、民間人犠牲者遺族会（暴動）側が会長をすることに合意した¹⁶⁹。

しかし、4.3 事件に対する「暴動」と「抗争」という立場の差はすぐに解消されたわけではなかった。例えば、当時の合同慰霊祭で配布されたパンフレットに記載された犠牲者の名前を巡って、民間人犠牲者遺族会（暴動）側が以下の異議を唱えた。

「昨年 4 月 3 日に行われた 4.3 慰霊祭の案内パンフレットに、私たちの親や兄弟の犠牲の原因を提供し、その後、警察により射殺された李徳九とその手下たち（中略）などが記載されていた事実について、2,500 人余りの会員を擁する 4.3 遺族会を代表する者として、その責任を痛感し、会長職を辞任する。」¹⁷⁰

つまり、民間人犠牲者遺族会（暴動）の会長は、4.3 武装隊の指導者であった李徳九がパンフレットに掲載されていたことを挙げ、辞任せざるを得なかった理由を述べている。

これについて、四月祭共同準備委員会（抗争）は、次のように言う。

「4.3 慰霊祭実行委員会は、時間的な制約などにより、犠牲者名簿の掲載原則に関する議論が行われなかったこと、また、修正を行う時間的余裕がなかったことを確認した。その理由は、実行委員会の企画団が、1 次的に予算問題の処理に関する原則問題に多くの時間を費やし、道知事原稿が遅れて届いたこと、そして時間的制約による業務確認の不十分さがあったためであると確認できる。（中略）特に名簿の集計と確認は、道民自身が来年の道民的慰霊祭だけでなく、今後の議論を通じて解決していかなければならない課題だと考える。」¹⁷¹

つまり、話者である四月祭共同準備委員会（抗争）は、民間人犠牲者遺族会（暴動）が提起する問題を、急いで実行委員会を組織する過程で、予算処理に関する合意や業務確認

<http://www.jejusori.net/news/articleView.html?idxno=209858> (2025 年 2 月 1 日検索)

¹⁶⁹ 「i. 今年度（1994 年度）の 4 月 3 日行事の名称は「第 46 周年済州 4.3 犠牲者慰霊祭」とする。ii. 主催は「第 46 周年済州 4.3 犠牲者慰霊祭奉行委員会」を構成し、推進する。iii. 奉行委員会企画団は 6 人で構成し、遺族会から 3 人、4.3 祭共準委員会から 3 人を選出し、共同計画及び実行計画を策定する。ただし、委員長は遺族会会長とする。その他の事項は奉行委員会企画団で決定する。」（「第 46 周年 4・3 慰霊祭のパンフレット」）

¹⁷⁰ 「キムビョンウォン（김병언）遺族会長の辞退声明書」『済州新聞』1994 年 4 月 14 日。

¹⁷¹ 「奉行委員会 3 人代表を除いた済州 4.3 祭り共同準備委員会全員 1994」

における時間的制約から生じた問題に限定する¹⁷²。

こうして、1995 年には民間人犠牲者遺族会（暴動）と四月祭共同準備委員会（抗争）の間で具体的な合意がなされることとなる。

「4.3 遺族と 51 万人の道民の和解のため、極端な言葉（暴動と抗争）は互いに使用しない。（中略）濟州 4.3 犠牲者合同慰霊祭の代表は、濟州 4.3 事件民間人犠牲者遺族会長とし、実行委員会は両側の団体から推薦された人物で構成され、慰霊祭で実行委員会の委員長が主題の挨拶を行い、企画委員 1 人が追悼文を朗読する。（中略）本行事を契機に、両団体は全道民とともに事実の究明と道民の名誉回復のため、濟州 4.3 特別法の制定に向けて共同で努力する。（中略）4.3 によって死亡したが、道民の感情を考慮し、道民に嫌悪感を与えると考えられる人物は、本慰霊対象から除外する。」¹⁷³

上記の内容を見ると、話者は「和解」および「濟州 4.3 特別法の制定」という核心的価値を確保するために、特定的话题を意図的に排除していることがわかる。例えば、南朝鮮労働党系の 4.3 事件の主導者たちを排除することで、真相究明から生じる政治的色彩を取り除こうとしたのである¹⁷⁴。

これに対して、1996 年 4 月 4 日、濟州地域総学生会協議会は次のような立場を表明し、民間人犠牲者遺族会（暴動）と四月祭共同準備委員会（抗争）間の合意と距離をおく。

「4.3 を遺族会との関係の中だけで考え、そこに執着することは、4.3 の領域を広げることに障害となる可能性があることを見落としている。（中略）もちろん、被害者である遺族会を巻き込むことは、4.3 を解決していく重要な鍵となると考えられる。しかし、私たちが実際に広げるべき領域は、内容において 4.3 抗争の歴史的意義とそこから生まれる現在の意義であり、対象においては遺族会だけでなく、全道民にまで及ぶべきである。それは、4.3 の被害者が遺族だけでなく、全濟州道民であるという事実から生まれるもので

¹⁷² 一般的に問題を提示する際、話者は自分たちが特定の政治的行動を取る理由を説得させるためにさまざまな修辞構造を用いる。特にここで見られるのは「因果関係」であり、ある事柄がどのような悪い結果を引き起こすかを強調する。(W. Mann & S. Thompson, "Rhetorical structure theory: toward a functional theory of text organization", *Text*, Vol. 8(3), 1988, p. 243-281.)

¹⁷³ 「第 47、48、49 周年 4・3 慰霊祭パンフレット」

¹⁷⁴ T. A. van Dijk, *Racism and the Press: Critical Studies in Racism and Migration*, New York and London: Routledge, 1991.; バンダイク (van Dijk) によると、宣言文および演説文の構造を次の四つに分けられる。例えば、「動機/背景」を全体的に提示し、「問題点」を指摘する。なお、その問題に直面した話者たちの「意志、態度、立場」を表明し、最後にそれを「解決するための方法を提案」しながら、政府に実施を要求するものである。(T. A. van Dijk, *News as Discourse: Case Studies of International and National News in the Press*, Hillsdale, NJ: Erlbaum, 1988.)

ある。」¹⁷⁵

つまり、済州地域総学生会協議会は、四月祭共同準備委員会（抗争）が元々主張していた「4.3 抗争論」から主導者を排除すると、「5.10 総選挙および単独政府反対」という 4.3 事件の歴史的意義が色あせてしまう点を問題視している¹⁷⁶。もちろん、話者は民間人犠牲者遺族会（暴動）と四月祭共同準備委員会（抗争）の間の合意が 4.3 事件の真相究明を円滑に進めるために重要であることを認めるが、他方では「しかし」という逆接表現を使い、4.3 事件の歴史的意義は済州の全道民が共有すべきだと強調している¹⁷⁷。

④社会的合意

4.3 事件を巡って、住民側はそれぞれ「暴動」と「抗争」という議論を交わしたが、両者とも「共生と和解」に基づく「4.3 特別法の制定」という共通の目的を持っていた。そして、これは 1990 年代後半に真相究明の活性化に繋がった。例えば、1997 年 12 月第 15 代大統領選挙において、金大中候補は「4.3 事件の真相究明と名誉回復」を公約として掲げ、当選後には政府与党を中心に「済州 4.3 事件真相調査特別委員会」を構成した。なお、1999 年 3 月には「済州 4.3 真相究明と名誉回復のための県民連帯」が発足し、各種公聴会、学術シンポジウム、集会、4.3 遺跡巡り、講演会、街頭劇、絵画展などが催されていった。

こうして、1999 年 10 月 11 日、与野党の国会議員は共同で「4.3 特別法案」を発議したが、その内容は次の通りである。

「1948 年 4 月 3 日、済州道全域で発生した騒乱事件とその鎮圧過程で、数万人の無辜の良民が犠牲となり、その鎮圧作戦に投入された一部の軍人や警察官も犠牲となり、集落全体が消失するなど多くの被害が発生しただけでなく、済州道民全体が思想の不純な人々として扱われるなど、犠牲者やその遺族は言うまでもなく、済州道民全体が公私にわたって甚大な不利益を受けてきた。しかし、この事件が発生してから 50 年が経過した今も、具体的かつ総合的な真相究明が行われておらず、さまざまな角度からのアプローチが試みられているため、混乱が増大しているのが現状である。このため、政府はこの事件の真相を解明し、この事件の犠牲者および遺族など関係者の名誉を回復することで、歴史を正しくし、国民の和解と民主主義の発展に貢献しようとしているのである。」¹⁷⁸

¹⁷⁵ 「第 8 期済州地域総学生会協議会」

¹⁷⁶ T.A. van Dijk, “Critical discourses studies: a sociocognitive approach”, R. Wodak & M. Meyer (Eds), *Methods of Critical Discourse Analysis*, London: Sage, 2009.

¹⁷⁷ 一般的に問題を提示する際、話者は自分たちが特定の政治的行動を取る理由を説得させるためにさまざまな修辞構造を用いる。特にここで見られるのは「因果関係」であり、ある事柄がどのような悪い結果を引き起こすかを強調する。(W. Mann & S. Thompson,

“Rhetorical structure theory: toward a functional theory of text organization”, *Text*, Vol. 8(3), p. 243-281.)

¹⁷⁸ 『済州 4・3 事件真相調査報告書』40 頁。

つまり、話者は 4.3 事件を「騒乱事件」と命名し、犠牲者を「無辜の良民」と「鎮圧作戦に投入された一部の軍人や警察官」に限定している。同時に、済州の住民全体が 4.3 事件により共産主義者として誤解され、遺族たちは連座制で差別を受けてきた事実を明記している¹⁷⁹。そして、これを解決するために「歴史を正しくする」、「国民の和解」および「民主主義の発展」という核心的価値を掲げ、政府主導で真相究明を行うべきだと主張している。

その結果、1999 年 12 月 16 日には「4.3 特別法案」が国会本会議で可決され、2000 年 1 月に制定および公布された。その後、本格的な真相究明調査が行われ、2003 年 3 月 29 日には「済州 4.3 事件真相調査報告書」が採択された。しかし、4.3 事件の発生に直接責任がある地域人民委員会の核心幹部、または軍・警の鎮圧に対して積極的かつ主導的に対抗した武装隊の首領級は審査対象外とし、4.3 事件の犠牲者として扱われなかった。これは 4.3 事件の解決策として「暴動」と「抗争」という政治的・イデオロギー的な差異を縮める過程が従来の反共主義国家というアイデンティティを維持したままで、「良民虐殺」のみに焦点を合わせたからである。

上記のことを土台にして、2003 年 10 月 31 日には盧武鉉大統領が初めて 4.3 事件に対する謝罪の意を表明した。

「済州道では 1947 年 3 月 1 日を起点として、1948 年 4 月 3 日に発生した南労党済州道党の武装蜂起と、1954 年 9 月 21 日まで続いた武力衝突と鎮圧過程で多くの人々が無辜に犠牲になりました。私は委員会の提案を受け入れ、国政を担当する大統領として、過去の国家権力の誤りについて遺族と済州道民の皆様に心からお詫びと慰問の言葉を申し上げます。無辜に犠牲となった英霊を追悼し、謹んでご冥福をお祈りします。政府は 4.3 平和公園の造成や迅速な名誉回復など、委員会の提案事項が速やかに実現できるよう積極的に支援します。尊敬する国民の皆様、過去の事件の真相を明らかにし、無念の犠牲者の名誉を回復することは、単にその犠牲者や遺族のためだけではありません。大韓民国の建国に貢献した方々の忠誠を大切にするとともに、歴史の真実を明らかにし、過去の過ちを反省し、真の和解を成し遂げ、より明るい未来を約束することにその意義があります。今、私たちは 4.3 事件の貴重な教訓をさらに昇華させ、平和と人権という人類普遍の価値を広めていかなければなりません。和解と協力でこの土地でのすべての対立と分裂を終わらせ、朝鮮半島の平和、さらには東北アジアと世界の平和の道を開いていかなければなりません。尊敬

¹⁷⁹ 一般的に問題を提示する際、話者は自分たちが特定の政治的行動を取る理由を説得させるためにさまざまな修辞構造を用いる。特にここで見られるのは「因果関係」であり、ある事柄がどのような悪い結果を引き起こすかを強調する。(W. Mann & S. Thompson, “Rhetorical structure theory: toward a functional theory of text organization”, *Text*, Vol. 8(3), p. 243-281.)

する済州道民の皆様、皆様は廢墟を乗り越えて、素手でこのように美しい平和の島・済州を再建しました。済州道民の皆様にご心から敬意を表します。これから済州道は人権の象徴であり、平和の島として堂々と立つことでしょう。」¹⁸⁰

上記の内容を見ると、話者による 4.3 事件の定義づけが目立つ。つまり、4.3 事件とは「南労党済州道党の武装蜂起とそれによる公権力との武力衝突過程で無辜の人々が犠牲になった事件」と定義しつつも¹⁸¹、「単独選挙および単独政府の反対・統一国家」を掲げた 4.3 武装隊の意見は排除している。同時に、住民たちのトラウマに対する感情移入を通じ、過去に無辜の人々を犠牲にした公権力の濫用に対する謝罪と、このような否定的な過去との違いを明確にするために、歴史の真実を明らかにし、真の和解を成し遂げようとする肯定的な未来を示唆している。最後に、「平和、人権、和解、協力、東北アジアと世界の平和の道、平和の島・済州」という核心的価値や目標を達成するために、「4.3 平和公園の造成」や「迅速な名誉回復」に対する意志を表明している。

(3) 小括

第三局面の両地域を見ると、沖縄は日本復帰後、復帰三大事業などの観光業の活性化により住民の生活も豊かになったが、米軍基地の集中度もなおさら高まっていった。その後、1989年11月のベルリンの壁の崩壊、12月の冷戦終結宣言、1995年9月4日米海兵隊少女暴行事件は、再び住民たちによる反基地運動を本格化させた。これに対して日米両国は基地縮小の一環として普天間基地返還に合意もした。しかし、基地返還は進捗しないまま、2004年8月13日、普天間基地付近の沖縄国際大学に米軍のヘリコプターが墜落する事故に直面した。この事故を契機に住民は「普天間基地の早期返還と県内移設計画の見直し」を求めた。それにもかかわらず、日米両国は「基地撤去＝平和」に基づいた住民の要求を無視し、「安保＝平和」および「基地維持＝平和」という論理で、辺野古キャンプ・シュワブ区域に基地を設置するためのロードマップに合意した。これは日本政府と住民との間で基地問題を巡る絶えることのない対立の要因となっている。

一方、済州では1961年5月16日に軍部が「反共主義国家の確立と祖国近代化」を掲げてクーデターを起こし、再び「4.3事件」に関する議論を抑圧した。同時に彼らは積極的な開発政策を進めて済州道を観光都市に変貌させた。しかし、これは「4.3事件」に対する住民の記憶を封じ込めることでもあった。その後、「87年民主化」と冷戦終結は、「4.3事件」に関する被害者の証言を促したが、長い沈黙期の中で住民側の立場は「暴動 対

¹⁸⁰ 「済州 4・3 に対する盧武鉉大統領謝罪声明」2003年10月31日。

¹⁸¹ バンリウエン (van Leeuwen) は、話者自身の主張を正当化するために使用される効率的なツールとして「定義 (defining)」を言及する。これは、聴者の疑問や問題提起に対し、自らの主張の正当性を述べ、これまでの議論を結論づける役割を果たす。(T. van Leeuwen, “Legitimation in discourse and communication”, *Discourse & Communication*, Vol.1(1), 2007, p.104)

抗争」のように分裂していた。結局、両者は紆余曲折を経て「良民虐殺」に焦点を当てて和解した。しかし、その条件は、反共主義国家というアイデンティティの下で「4.3 事件」を主導した済州人民委員会の幹部を犠牲者名簿から除外することであった。そして、真の加害者である韓国政府は傍観者の立場をとり、住民側が「4.3 事件真相究明」を「良民虐殺」に限ると、ようやく「4.3 特別法」を制定し、謝罪声明を発表するに至った。特に韓国政府の声明を見ると、「平和」が頻繁に触れられているが、その内容は「反共主義国家=平和」という論理で「4.3 事件」に関する議論を制限しようとした点で、本質的に第二局面の李承晩政権と変わらない。

7. おわりに

本稿は、かつて王国であった沖縄と済州が、日本列島と朝鮮半島に組み込まれた後、辺境地域としてどのような差別を受けてきたかに注目した。特に第二次大戦後の米ソ冷戦下における国家再建過程で、日本と韓国は米国主導の「基地化」および「反共国家化」が進められたが、その中で沖縄と済州は、最も多くの犠牲を払い、差別を受け続けてきた。沖縄の場合、米国が東アジアにおける共産主義陣営の拡散を防ぐ拠点として基地を集中させ、その過程で土地強制接収や米軍犯罪により住民の生存権と人権が深刻に脅かされた。そして、済州は米国が 38 度線以南に親米反共主義国家を確立する過程で、約 3 万人の住民が犠牲となり、その後も住民は 40 年近く「レッド・コンプレックス」に苦しむこととなった。

本稿では、国内外の政治的状況の変化とそれに伴う沖縄と済州での言説に注目し、国家の「反共および安保」を口実とした差別に対する住民の抵抗を比較した。つまり、本稿は批判的談論分析に基づき、国家が沖縄と済州の住民の犠牲を強制する差別を正当化するためどのような言説を用いたか、なお、それぞれの住民たちは自らの生存と人権のためにどのような抵抗言説を形成していったのかを、三つの局面に分けて分析した。

その結果、沖縄は一体となったアイデンティティと持続的な抵抗で「一括払いの廃止」、「日本復帰」、「普天間基地返還および基地縮小合意」を順次引き出した。しかし、依然として、日本政府と沖縄住民は「基地維持=平和」と「基地撤去=平和」との相反した認識で対立し続けている。それに比べて、済州は、親米反共主義国家確立という旗印の下で、厳しく弾圧されたが、冷戦終結後にも「4.3 事件真相究明」が反共主義国家の枠内で進められた。さらにその真相究明も真の加害者である「韓国政府」の沈黙の中で、被害者同士の対立を経て、反共主義国家というアイデンティティを維持したまま、「良民虐殺」に焦点が合わせられた。その後、ようやく韓国政府は「4.3 特別法」を制定し、謝罪声明も出したが、その内容は「単独選挙・単独政府の反対および統一」という「4.3 事件」の歴史的意義を排除し、「反共主義国家維持=平和」というものであった。そのため、未だに「4.3 事件」に対する正しい名称がないまま、「暴動 対 抗争」のように相反した認識が対立し続けている。

【参考文献】

< 英語 >

- D. Beetham, *The Legitimation of Power*, London: Macmillan, 1991.
- E. Barton, “Contrastive and non-contrastive connectives”, *Written Communication*, Vol. 12(2), 1995.
- F. van Eemeren, “Foreword”, L. de Saussure & P. Schulz(Eds), *Manipulation and Ideologies in the Twentieth Century*, Amsterdam: John Benjamins Publishing Company, 2005.
- G. Orwell, “Politics and the English language”, W.F. Bolton & D. Crystal(Eds), *The English Language, Vol. 2: Essays by Linguistics and Men of Letters, 1858~1964*, Cambridge: Cambridge University Press, 1946.
- H. P. Grice, “Logic and conversation”, P. Cole & J. L. Morgan(Eds), *Syntax and Semantics*, New York: Academic Press, 1975.
- J. Chateris-Black, *Corpus Approaches to Critical Discourse Metaphor Analysis*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2004.
- J. R. Martin, “Grace: The logogenesis of freedom”, *Discourse Studies*, Vol. 1, 1999.
- J. Searle, *Speech Act*, Cambridge: Cambridge University Press, 1969.
- K. Zupnik, “A pragmatic analysis of the use of person deixis in political discourse”, *Journal of Pragmatics*, Vol. 21, 1994.
- L. de Saussure & P. Schulz, *Manipulation and Ideologies in the Twentieth Century*, Amsterdam: John Benjamins Publishing Company, 2005.
- M. Coulthard(Eds), *Texts and Practices: Readings in Critical Discourse Analysis*, London: Routledge, 1996.
- M. Edelman, *Political Language: Words that Succeed and Politics that Fail*, New York: Academic Press, 1977.
- N. Fairclough, *Language and Power*, London: Longman, 1989.
- N. Fairclough, *Discourse and Social Change*, Cambridge: Polity Press, 1992.
- P. Dunmire, “Emerging threats and coming dangers: claiming the future for preventive war”, A. Hodge & C. Nilep (Eds), *Discourse, War and Terrorism*, Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins, 2007.
- P. Dunmire, “The rhetoric of temporality: the future as linguistic construct and rhetorical resource”, B. Johnstone & C. Eisenhart (Eds), *Rhetoric in Detail*, Amsterdam: John Benjamins, 2008.
- R. Blass, “Manipulation in the speeches and writings of Hitler and the NSDAP from a relevance theoretic point of view”, L. de Saussure & P. Schulz(Eds), *Manipulation and Ideologies in the Twentieth Century*, Amsterdam: John Benjamins, 2005.
- R. Tomlin, L. Forrest, M. Pu & M. Kim, “Discourse semantics”, T. A. van Dijk (Ed.), *Discourse Studies: A Multidisciplinary Introduction*, London: Sage, 2011.
- S. Titscher, M. Meyer, R. Wodak, & E. Veter, *Methods of Text and Discourse Analysis*, London: Sage, 2000.
- T. A. van Dijk, *News as Discourse: Case Studies of International and National News in the Press*, Hillsdale, NJ: Erlbaum, 1988.

- T.A. van Dijk, “Principles of critical discourse analysis”, *Discourse & Society*, Vol. 4, 1993.
- T.A. van Dijk, “Critical discourses studies: a sociocognitive approach”, R.Wodak & M.Meyer (Eds), *Methods of Critical Discourse Analysis*, London: Sage, 2009.
- T.A. van Dijk, *Racism and the Press: Critical Studies in Racism and Migration*, New York and London: Routledge, 1991.
- T. van Leeuwen, *Discourse and Practice: New Tools for Critical Discourse Analysis*, Oxford:Oxford University Press, 2008.
- T. van Leeuwen, “Representing social action”, *Discourse & Society*, Vol.6(1), 1995.
- T. van Leeuwen, “The representation of social actors”, C.R.Caldas-Coulthard & T. van Leeuwen, “Legitimation in discourse and communication”, *Discourse & Communication*, Vol.1(1), 2007.
- W.Chafe & J.Nichols (Eds), *Evidentiality: The Linguistic Coding of Epistemology*, Norwood: Ablex, 1986.
- W.Mann & S.Thompson, “Rhetorical structure theory: toward a functional theory of text organization”, *Text*, Vol.8(3), 1988.
- X.Lu, “An ideological/ Cultural analysis of political slogans in Communist China”, *Discourse & Society*, Vol.10, 1999.

< 日本語・韓国語 >

李衡祥、金南吉『耽羅巡歴圖』1703年。

「軍用地処理に関する請願」『琉球政府公報』1954年号外第4号（1954年4月22日）。

『沖縄タイムス』1955年9月18日。

「プライス勧告」http://wl.nirai.ne.jp/nyanko/father3_2.html（2024年10月29日検索）

『プライス勧告とその反論 沖縄軍用地問題 四原則貫徹実践本部編集発行』
<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/histories/1956/>（2024年10月29日検索）

『布告布令関係書類 米合衆国土地収用令 所有者不明土地の登記 他』
<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/histories/1957/>（2024年10月29日検索）

「布告第1号」『毎日新報』1945年9月9日。

「3・1事件の反響」『済州新報』1947年3月12日。

「布告(趙炳玉警務局長)」『済州新報』1947年3月16日。

「島民に告げる」『済州新報』1948年4月18日。

「北済州両選挙区の再選挙/来23日施行/デーン長官発表」『朝鮮日報』1948年5月27日。

「行政命令22号」『ソウル新聞』1948年6月13日。

「日本復帰促進期成会主意書」『政党に関する書類 1948年1月以降』1951年。

琉球政府立法院議事課『日本政府衆参両院への陳情要請書』1962年。
<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/histories/1962/>（2024年11月2日検索）

「自治権問題について」『陳情関係書類 1963・1964年』
<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/histories/1963/> (2024年11月2日検索)

「公開質問状」『陳情関係書類 1963・1964年』
<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/histories/1963/> (2024年10月29日検索)

「佐藤栄作内閣総理大臣の沖縄訪問に際してのステートメント」『佐藤内閣総理大臣演説集』日本外交主要文書・年表(2)。

「第二回佐藤総理大臣ジョンソン大統領会談後の日米共同声明全文日英両文」1967年12月12日。
<https://www3.archives.pref.okinawa.jp/GRI/histories/1967/> (2024年11月2日検索)

https://www.archives.pref.okinawa.jp/event_information/past_exhibitions/10922
「無許可通行禁止/済州宋堯讃連隊長布告」『朝鮮日報』1948年10月20日。
「平和の楽土建設/李承晩大統領の済州での演説」『自由新聞』1949年4月12日。
「李承晩大統領の演説全文」『済州新報』1952年7月5日。
『第一次沖縄振興開発計画』
https://www.ogb.go.jp/-/media/Files/0GB/Soumu/sinkou/shinkou-kaihatu/dailji_shinkou.pdf (2025年2月1日検索)

沖縄平和運動センター「沖縄平和運動センター設立趣意書」
<http://peace-okinawa.net/htmlfiles/setsuritsu/setsuritsu.html> (2025年2月1日検索)

「日米安全保障共同宣言(21世紀に向けての同盟)」
<https://worldjpn.net/documents/texts/docs/19960417.D1J.html> (2025年2月1日検索)

『日米地位協定』1960年1月19日。
<https://worldjpn.net/documents/texts/docs/19600119.T5J.html> (2025年4月6日検索)

『SACO設置などの経緯』
https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/saco_final/keii.html (2025年2月1日検索)

『SACO最終報告』<http://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/hutenma.html>
(2025年2月1日検索)

「新たな日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)」
<https://worldjpn.net/documents/texts/docs/19970923.01J.html> (2025年2月1日)

沖縄平和運動センター「米軍ヘリ墜落事故に対する抗議決議」
http://peace-okinawa.net/htmlfiles/statement/papers/2004_0816.html (2025年2月1日検索)

「再編実施のための日米のロードマップ」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_aso/ubl_06/2plus2_map.html (2025年2月1日検索)

「第2次アミティジー・ナイレポート」
「朴正熙議長の濟州訪問」<https://blog.naver.com/donghlee1001/222355646242> (2025年2月1日検索)

「金大中：第13代大統領選挙の濟州演説」1987年11月30日。
「濟州道4.3事件民間人犠牲者遺族会」組織強化大会
「(濟州4.3、72周年企画)4.3被害の回復弾力性(3)濟州4.3関連の社会変化と回復弾力性②」<http://www.jejusori.net/news/articleView.html?idxno=310536> (2025年2月1日検索)

「1989年第41回4.3追悼討論会：4.3真相究明のために」
<https://smilewith.tistory.com/3270> (2025年2月1日検索)

「45周年4月祭共準委員会 結成宣言文」
「4.3被害調査1次報告書」
「4.3の解決は行き先が遠い！11代濟州道議会、4.3特委の構成」
<http://www.jejusori.net/news/articleView.html?idxno=209858> (2025年2月1日検索)

「第46周年4・3慰霊祭のパンフレット」
「キムビョンウォン(김병언)遺族会長の辞退声明書」『濟州新聞』1994年4月14日。
「奉行委員会3人代表を除いた濟州4.3祭り共同準備委員会全員1994」
「第47、48、49周年4・3慰霊祭パンフレット」
「第8期濟州地域総学生会協議会」
『濟州4・3事件真相調査報告書』
「濟州4・3に対する盧武鉉大統領謝罪声明」2003年10月31日。

波平恒男「沖縄の歴史体験と非武の平和思想」『アジアレビュー』第5巻2号、2016年。
新崎盛暉著・キムギョンジャ(김경자)訳『沖縄の話』歴史批評社、2019年。
川平成雄「戦後なき沖縄」『琉球大学経済研究』80号、2010年。
ヤンジョンシム(양정심)「濟州4.3抗争とレッドコンプレックス」『史叢』63号、2006年。

イジウォン(이지원)、ジョンヨンシン(정영진)、川満真一、石原俊「冷戦のガラパゴスから平和のオアシスへ」『黄海文化』通巻第100号、2018年。
チェウンボン(최은봉)、イミンジュ(이민주)「東アジアの記憶の政治と脱冷戦期の記憶の民主化：濟州、沖縄、南京の記憶は競合しているのか」『談論201』第20巻3号、2017年。

ソンジョン(손지연)、キムドンヒョン(김동현)「開発と近代化プロジェクト：濟州と沖縄が出会う方法」『翰林日本学』第36集5号、2020年。
森宣雄「沖縄民主主義の原型：廃墟からの出発」『歴史批評』115号、2016年。
金石範『新編 鴉の死』クオン、2022年。
金奉鉉、金民柱編『濟州島人民들의《4.3》武装闘争史：資料集』交友社、1963年。

濟州 4・3 平和財団『濟州 4・3 平和祈念館常設展示館展示図録』図書出版カク（ユ）、2020 年。

吳永壽著、オテホ（오테호）編「後日談」『吳永壽短編集』知識を造る知識、2012 年。

ヒョンギヨン（현기영）『順伊おばさん』創作と批評社、2024 年。

徐玄九「東アジアの冷戦体制形成期における住民虐殺：沖縄・台湾・濟州島を中心に」『専修人間科学論集 社会学編』第 4 卷 2 号、2014 年。

チェウンボン（최은봉）、イミンジュ（이민주）「東アジアの記憶の政治と脱冷戦期の記憶の民主化：濟州、沖縄、南京の記憶は競合しているのか」『談論 201』第 20 卷 3 号、2017 年。

ジョングンシク（정근식）「東アジア冷戦の島における平和思想と連帯」『アジアレビュー』第 5 卷 2 号、2016 年。

キムドンヒョン（김동현）「編入の欲望と抵抗の美学：大城立裕の『神島』と濟州 4.3 小説を中心に」『韓民族文化研究』68 号、2019 年。

ソンジョン（손지연）「沖縄戦と濟州 4.3 事件を巡る記憶の闘争：大城立裕の『神島』とヒョンギヨンの『順伊おばさん』を中心に」『比較文化研究』第 41 集、2015 年。

加藤周一『私にとっての 20 世紀』岩波書店、2009 年。

李正吉『韓国政治の転換点：分断と民主主義の政治力学』国際書院、2020 年。

野添文彬『沖縄米軍基地全史』吉川弘文館、2020 年。

櫻澤誠『沖縄現代史』中公新書、2015 年。

文京洙『濟州島四・三事件：島のくいの死と再生の物語』岩波書店、2018 年。

イムヨンテ（임영태）『大韓民国史 1945～2008』図書出版ドルニョク、2010 年。

国家記録院・国立濟州博物館・大韓民国歴史博物館・濟州大学校博物館・濟州教育博物館『濟州 4・3 アーカイブ特別展：記録となった痕跡』イディアート、2020 年。

カンギョンジャ（강경자）「普天間基地の問題をめぐる平和運動の規範的考察」『日本研究』35 号、2015 年。